

環境影響評価法における報告書の 作成・公表等に関する考え方

平成 29 年 3 月

環境省総合環境政策局環境影響評価課

はじめに

平成9年6月に制定された環境影響評価法においては、環境影響評価書に記載された環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について、住民等や行政機関が確認できる仕組みは規定されていなかった。平成22年2月の中央環境審議会の答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」においては、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するもの」であり、「住民等からの信頼性の確保、透明性及び客觀性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効」であるが、その実施は一部にとどまっていたことから、法制度化の必要性が指摘された。また、「環境保全措置や事後調査の結果等に対して、客觀的に環境面からの意見を述べるため、環境大臣が意見を述べられる仕組みとすることが必要」であるとされた。

これを受け、平成23年4月に改正された環境影響評価法においては、新たに環境保全措置等の報告書に関する規定が設けられた。平成24年4月には、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」が改正され、報告書作成指針に関する基本的事項が示された。一方、環境保全措置等の報告書の作成・公表等の詳細については事業者に委ねられており、報告書の作成に当たって何らかの実務上の参考となる考え方を示す必要があった。

このため環境省では、環境保全措置等の報告書の作成・公表等に関する基本的な考え方やその留意事項等に関して検討を進め、その結果を本書に取りまとめることとした。

本書の構成は、第1章で環境影響評価法の制定経緯や仕組み、環境影響評価法と地方公共団体の条例との関係等を整理した上で、第2章で事業者等が実際に環境保全措置等の報告書の作成・公表等を行う際の規定等の解説やそれに関する留意事項等を整理したものとなっている。

環境保全措置等の報告書の作成・公表等の手続は、事業実施後の環境保全措置等の結果等を示すことにより、環境影響評価後の環境配慮の実効性を確保し、地域住民等との信頼性や環境影響評価制度自体の信頼性の向上につながる重要な取組である。また、事業者が、環境保全に関する取組状況やその成果について住民等へ適切に情報提供を行い、環境保全に向けて努力していく姿勢を示すことは、CSR(Corporate Social Responsibility: 事業者の社会的責任)に関する取組として事業者自身の社会的評価を高めることにつながると考えられる。さらに、報告書の作成・公表等の取組が進むことで、環境保全措置等に係る知見の蓄積につながり、類似した事業特性や地域特性を有する事業の環境影響評価を実施する際に、これらの知見に基づき、より効果的な環境保全措置や適切な調査・予測・評価手法の採用が可能となることが期待される。実際の報告書手続の場面では、このような地域住民等との信頼関係の強化や知見の集積等を念頭に置きながら、個々の環境保全措置等の特性や地域の状況に応じ、事業の実施段階で事業と社会をつなぐ包括的なツールとして、事業者がより良い報告書の作成・公表や関連情報の適切な共有を行うことが望まれる。なお、それぞれの事業種に関する報告書作成指針は主務大臣が主務省令により定めることとされており、事業所管部局が策定している既存のガイドライン・手引等において報告書手続について記載されている場合は、そちらの内容も参考とされたい。

本書は、環境影響評価法における報告書の作成・公表等についての考え方を示したものである。事業者等に対し一律にすべての記載内容への対応を求めるものではないが、事業者等の報告書手続の実務を担う方々が、本書を活用して、それぞれの事業の内容等や地域の特性に応じて、効果的かつ効率的な報告書手続を進めて頂ければ幸いである。

目 次

はじめに

第1章 環境影響評価制度の概要	1
1.1 環境影響評価法の制定の経緯	1
1.2 環境影響評価法の仕組み	2
1.2.1 環境影響評価法の対象事業	2
1.2.2 環境影響評価法の手続	3
1.2.3 環境影響評価法の体系	6
1.3 環境影響評価法と地方公共団体における条例等との関係	8
1.3.1 環境影響評価法と地方公共団体における条例との関係	8
1.3.2 自主的な環境配慮の取組	11

第2章 環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する

基本的な考え方	12
2.1 報告書の作成・公表等の意義	13
2.2 報告書に係る基本的な事項	18
2.3 報告書の作成	22
2.3.1 報告書の作成時期	22
2.3.2 報告書の記載事項	25
2.4 報告書の公表	37
2.5 報告書の作成・公表等に関するその他の留意事項	40
2.5.1 必要に応じて工事中又は供用後に環境保全措置の結果等を 公表する場合について	40
2.5.2 報告書と併せて公表することが考えられる 環境監視の結果等の環境情報	43
2.5.3 条例における報告書に係る手續との関係	45
2.5.4 報告書の作成・公表の必要がない場合について	45
2.6 報告書の公表のみが義務付けられている事業に関する取扱い	46

おわりに

参考資料	参- 1
【参考資料 1】主務省令に定められている影響要因の区分、環境要素の区分及び 参考項目（道路事業の場合）	参- 2
【参考資料 2】環境影響評価法等における環境保全措置等の報告書に係る規定	参- 3
【参考資料 3】報告書の目次構成及び記載事項例	参- 8
【参考資料 4】条例における法対象事業に対する事後調査結果等の取扱い	参-10
【参考資料 5】条例における環境保全措置等の報告書に係る制度	参-16
【参考資料 6】環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する 基本的な考え方について	参-31
参考文献	参-33

第1章 環境影響評価制度の概要

環境保全措置の結果等に係る報告書手続を的確に実施するためには、環境影響評価法や環境影響評価に関する条例等の環境影響評価制度全体の趣旨と流れを改めて確認し、その中における報告書の位置づけを理解しておくことが重要である。本章では、そのような観点から、環境影響評価制度を概観する。

1.1 環境影響評価法の制定の経緯

- ・ 環境影響評価法は、事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続を定め、関係行政機関や住民等の意見を求めつつ、環境影響評価の結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的とする制度である。
- ・ 平成9年6月に公布、翌年6月に全面施行された環境影響評価法は、複雑化・多様化する環境問題や社会情勢の変化に対応するために改正され、平成23年4月に「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布された。改正法では、新たに計画段階における環境配慮の手続や、環境保全措置等に係る報告の手続が創設された。これに伴い、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(以下「基本的事項」という。)についても、新たに創設された手続だけでなく、内容全般について点検が行われ、平成24年4月に改正された。その後、東日本大震災における放射性物質による環境汚染に対応するため、平成25年6月に環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定を削除する改正が行われ、平成26年6月には、基本的事項について、放射性物質に係る改正が行われた。

1.2 環境影響評価法の仕組み

1.2.1 環境影響評価法の対象事業

- ・環境影響評価法では、許認可や補助金の交付等を通じて国の関与がある道路、河川、鉄道等の 13 事業種及び港湾計画が法対象事業となっている。
- ・13 事業種の中で、一定以上の規模の事業が「第一種事業」(環境影響評価を必ず行う事業)、それに準じた規模の事業が「第二種事業」(環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業)とされており、具体的な規模要件は施行令に規定されている。環境影響評価法の対象事業及びその規模要件は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 環境影響評価法の対象事業及びその規模要件

事業の種類	第一種事業	第二種事業
1. 道路		
・高速自動車国道	すべて	—
・首都高速道路など	4車線以上のもの	—
・一般国道	4車線以上・10km 以上	4車線以上・7.5km~10km
・林道	幅員 6.5m 以上・20km 以上	幅員 6.5m 以上・15km~20km
2. 河川		
・ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha~100ha
・放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha~100ha
3. 鉄道		
・新幹線鉄道	すべて	—
・鉄道、軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km~10km
4. 飛行場	滑走路長 2500m 以上	滑走路長 1875m~2500m
5. 発電所		
・水力発電所	出力 3 万 kW 以上	出力 2.25 万 kW~3 万 kW
・火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW~15 万 kW
・地熱発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7500kW~1 万 kW
・原子力発電所	すべて	
・風力発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7500kW~1 万 kW
6. 廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha~30ha
7. 埋立て、干拓	面積 50ha 超	面積 40ha~50ha
8. 土地区画整理事業	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
10. 工業団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
11. 新都市基盤整備事業	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
12. 流通業務団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
13. 宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。)	面積 100ha 以上	面積 75ha~100ha
○港湾計画 ¹	埋立・堀込み面積の合計 300ha 以上	

¹ 港湾計画については、事業ではなく、計画について環境影響評価が行われる。

1.2.2 環境影響評価法の手続

・環境影響評価法の手続は、図 1-1 に示すとおりである。各段階の手続の概要を次頁以降に示している。

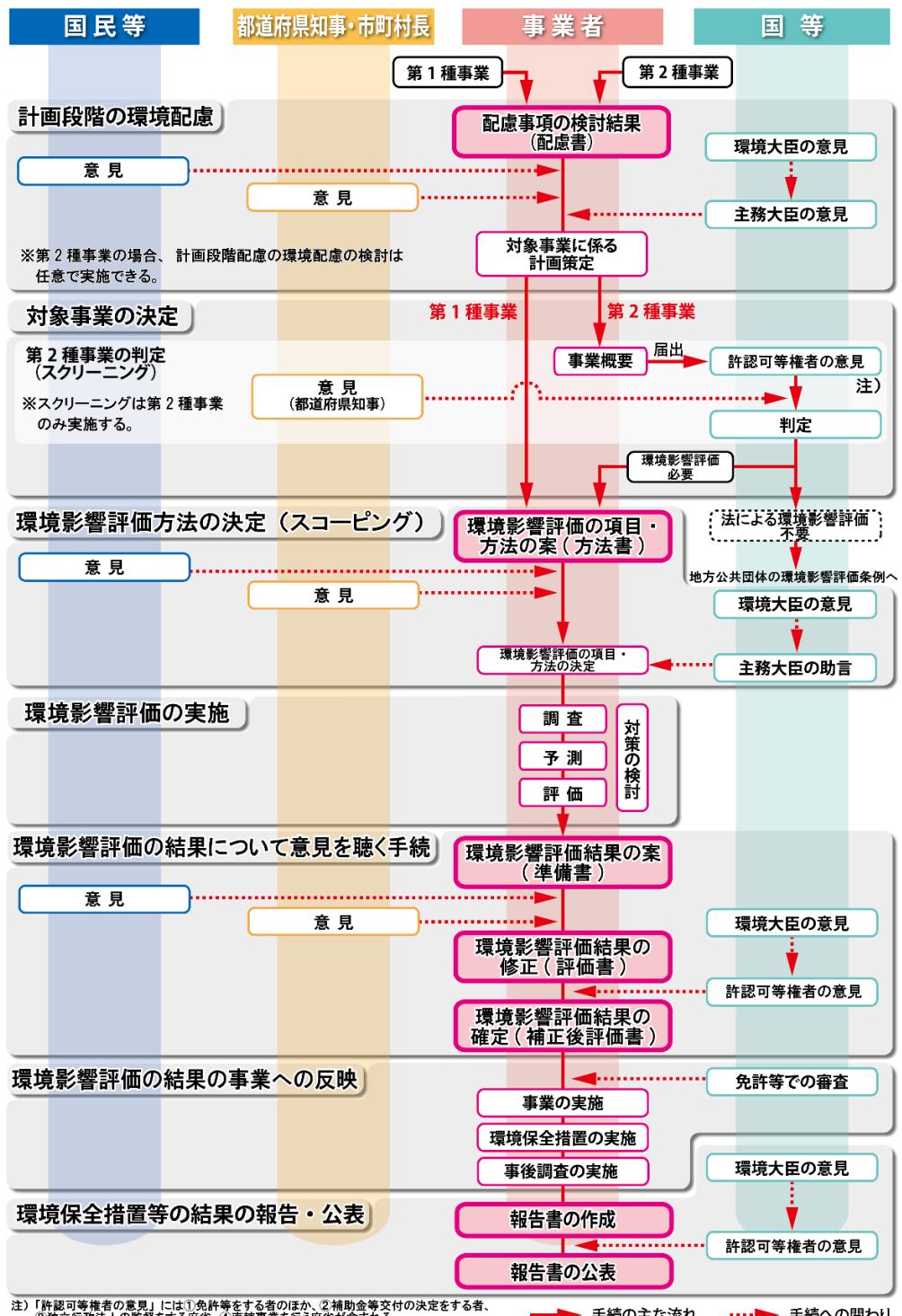


図 1-1 環境影響評価法の手續の流れ

※発電所の場合は、方法書及び準備書に対し、環境大臣意見等を踏まえて経済産業大臣が審査して勧告する。また、報告書手続では報告書の作成・公表のみが義務付けられており、経済産業大臣への送付は行われない。

(1) 配慮書手続

- ・平成25年4月1日より、事業の枠組みが決定する前の、事業計画の検討段階において環境配慮を行う手續が施行された。
- ・配慮書手續の具体的な内容としては、①第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮をすべき事項について検討を行い、その結果をまとめた計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成し、主務大臣に送付するとともに、公表する。②事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係都道府県・市町村及び国民等の環境保全の見地からの意見を求めるよう努める。③環境大臣は必要に応じて主務大臣に環境保全の見地からの意見を述べる。④主務大臣は、当該意見を踏まえて、必要に応じ、事業者に環境保全の見地からの意見を述べることとなっている。
- ・第二種事業を実施しようとする者は、これらの手續を任意で実施できることとなっている。

(2) 第二種事業の判定手続(スクリーニング)

- ・第二種事業については、個別の事業特性や地域特性に応じて環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する手續(スクリーニング)が定められている。
- ・スクリーニングの具体的な手續の内容としては、①第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の概要等を許認可等権者へ届け出なければならない。②届出を受けた許認可等権者は、当該事項について実施すべき区域を管轄する都道府県知事の意見を勘案した上で、主務省令に定められた判定基準に基づき、当該事業について環境影響評価手續を実施する必要があるかどうかを判定する。
- ・なお、事業者は、スクリーニングの判定を受けることなく、自ら進んで方法書以降の手續を実施できることとなっている。

(3) 方法書手續(スコーピング)

- ・環境影響評価を実施する者は、環境影響評価の方法等を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の作成等に係る手續(スコーピング)を行うこととなる。その具体的な内容としては、①事業者は対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法等について方法書を作成し、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の都道府県知事・市町村長に送付するとともに、公告・縦覧及びインターネットの方法による公表を行う。②国民や関係する都道府県知事等は、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

(4) 環境影響評価の実施

- ・事業者はこれらの意見を踏まえて方法書の記載内容に検討を加え、環境影響評価の項目及び手法を選定する。項目等の選定に当たっては、事業者は必要に応じて主務大臣へ技術的助言を申し出ることができ、その申し出を受ける場合には主務大臣はあらかじめ環境大臣の意見を聞くこととなっている。
- ・調査・予測・評価の対象となる環境要素は、表1-2に示すとおりである。

(5) 準備書手續

- ・事業者は、選定した環境影響評価の項目及び手法に基づき、当該事業の実施による環境影響に係る調査・予測・評価、及びそれを踏まえた環境保全措置の検討等を行い、その結果を記載した環境影響

評価準備書(以下「準備書」という。)の作成等を行う。その手続の具体的な内容としては、①事業者は、環境影響評価の結果について準備書を作成し、関係都道府県知事・市町村長に送付するとともに、公告・縦覧及びインターネットの方法による公表を行う。②準備書に対しても、地域の環境情報を補完する観点から、国民や関係する都道府県知事等が意見を述べることができることとなっている。

(6) 評価書手続

- ・事業者は、これらの意見等を踏まえ、環境影響評価書(以下「評価書」という。)の作成等を行う。その手続の具体的な内容としては、①事業者は、準備書に対して提出された意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で評価書を作成し、許認可等権者へ送付する。②環境大臣は必要に応じ許認可等権者に対し環境保全の見地からの意見を述べる、③許認可等権者は、当該意見を踏まえて、必要に応じ、事業者に環境保全の見地からの意見を述べることができることとなっている。④さらに、事業者は、許認可等権者の意見を受けて、評価書を検討し、必要な補正を行った上で、最終的な評価書を公告・縦覧及びインターネットの方法による公表を行うこととなっている。

(7) 環境影響評価結果の事業への反映

- ・評価書が公告・縦覧及びインターネットの方法により公表された後、許認可等権者は、対象事業の許認可等の審査に当たり、対象事業が環境の保全について適正な配慮がなされるかどうかについて評価書を元に審査し、その結果を許認可等に反映させることとなっている。このため、許認可等権者は、許認可等の際に評価書等に基づき環境保全について適切な配慮がなされているか審査を行う。
- ・事業者は評価書に基づき、環境の保全に配慮して事業を実施する。

(8) 報告書手続

- ・事業者は、事後調査や環境保全措置の状況等について、基本的に工事を完了した段階で環境保全措置等の報告書(以下「報告書」という。)の作成等を行う。その手続の具体的な内容としては、①事業者は、工事中に実施した事後調査やその結果に応じて講じた環境保全措置、効果の不確実な環境保全措置の状況等について、報告書を作成し、許認可等権者に送付するとともに公表する。②環境大臣は必要に応じ許認可等権者に対し環境保全の見地からの意見を述べる、③許認可等権者は、当該意見を踏まえて、必要に応じ、事業者に環境保全の見地からの意見を述べできることとなっている。

※ 環境影響評価法においては、対象事業の種類等に応じて以下の特例措置が設けられている。

- ・発電所の場合は、方法書及び準備書に対し、環境大臣意見等を踏まえ経済産業大臣が審査して勧告する。また、報告書手続では報告書の作成・公表のみが義務付けられており、経済産業大臣への送付は行われない。
- ・事業が都市計画に定められる場合は、都市計画決定権者が都市計画を定める手続と併せて環境影響評価手続を行い、その結果を都市計画に反映させる。報告書手続は、事業を実施する事業者が実施する。
- ・港湾計画の場合は、港湾管理者が事業ではなく計画に対する環境影響評価手続を行う。配慮書手続、第二種事業の判定手続、方法書手続、報告書手続は行わない。

1.2.3 環境影響評価法の体系

- ・環境影響評価法はいわゆる手続法として、法の本文には手続の手順などが定められており、環境影響評価において実施すべき具体的な内容については、基本的事項及び主務省令に定められている。
- ・基本的事項では、環境影響評価法の対象となるすべての事業種に共通する基本となる事項が定められており、事業種ごとの事業特性等に応じた事項については、事業種別に主務省令が定められている。
- ・主務省令では、事業種ごとの事業特性に応じた影響要因の区分が定められており、環境影響評価の項目を選定する際の参考項目や、参考項目ごとに参考となる調査及び予測の手法である参考手法が定められているほか、環境保全措置に関する指針(環境保全措置の検討に際して従うべき指針)や報告書作成に関する指針(報告書の作成に際して従うべき指針)等が定められている。
- ・環境影響評価法の体系は図 1-2 に、基本的事項に定められている影響要因の区分及び環境要素の区分は表 1-2 に示すとおりである(主務省令に定められている影響要因の区分、環境要素の区分及び参考項目(道路事業の場合)は参考資料 1(p.参- 1)参照)。

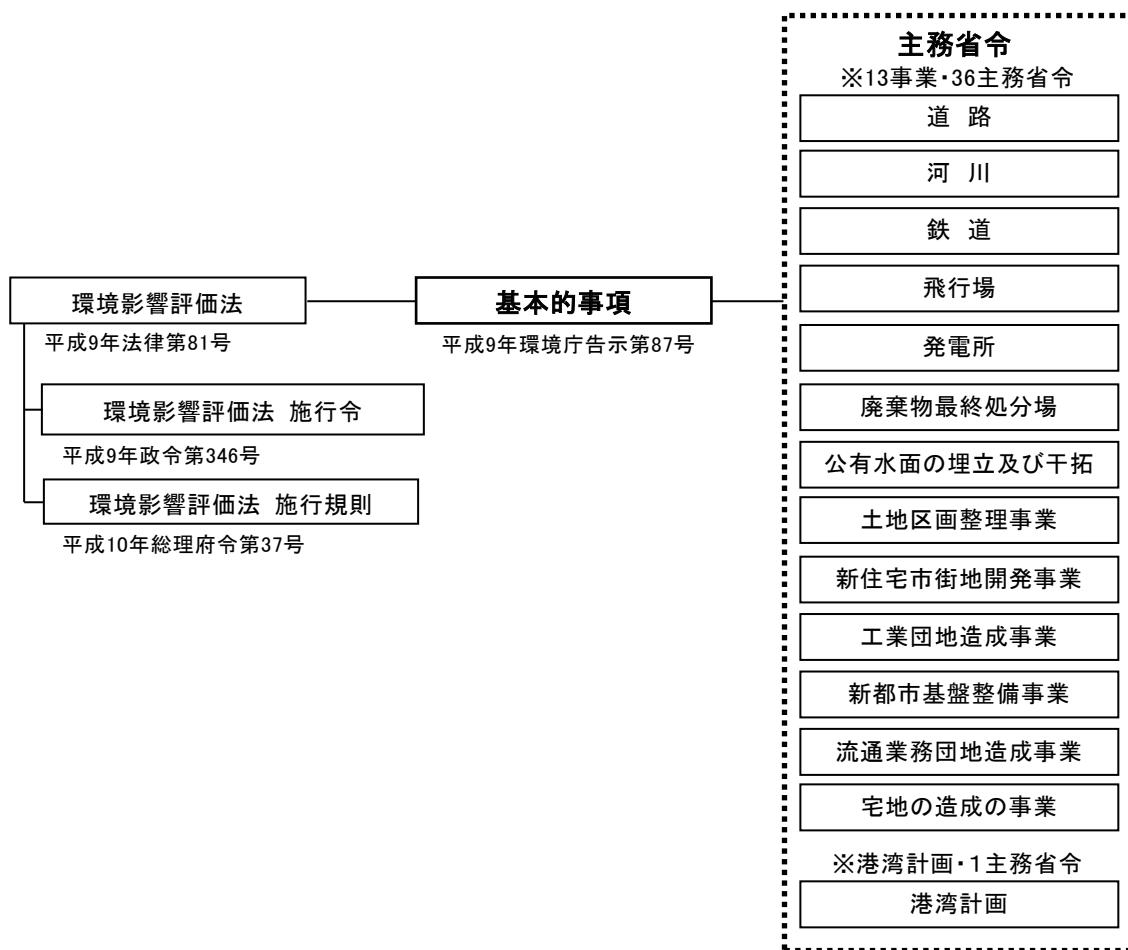


図 1-2 環境影響評価法の体系

表 1-2 基本的事項に定められている影響要因の区分及び環境要素の区分

環境要素の区分		影響要因の区分	工事	存在・供用
		細区分		
		細区分		
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持	大気環境	大気質		
		騒音・低周波音		
		振動		
		悪臭		
		その他		
	水環境	水質		
		底質		
		地下水		
		その他		
	土壌環境・ その他の環境	地形・地質		
		地盤		
		土壤		
		その他		
生物の多様性の確保及 び自然環境の体系的保 全	植物			
	動物			
	生態系			
人と自然との豊かな触 れ合い	景観			
	触れ合い活動の場			
環境への負荷		廃棄物等		
		温室効果ガス等		
一般環境中の放射性物質		放射線の量		

注)各事業種における影響要素の区分、環境要素の区分及び参考項目はそれぞれの主務省令に定められている。道路事業の例を参考資料 1(p.参- 1)に示す。

1.3 環境影響評価法と地方公共団体における条例等との関係

1.3.1 環境影響評価法と地方公共団体における条例との関係

- ・日本の環境影響評価制度においては、国の制度である環境影響評価法における手続とともに、地方公共団体の制度として環境影響評価に関する条例における手續が定められており、地域の環境保全のために重要な役割を果たしている。一方、一つの事業について、法と条例による手續が重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となる。
- ・このため、国の制度と地方公共団体の制度の調整について、平成9年に中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」において、「国の制度の対象事業については、国の手續と地方公共団体の手續の重複を避けるため、国の制度による手續のみを適用することが適當である。」と整理されており、現行法では第61条において、以下を規定している。
 - －法が対象としない事業について、地方公共団体が環境影響評価手續を規定することは、本法との関係において自由である旨
 - －法が対象とする事業については、法律が環境影響評価手續を規定しているため、条例で環境影響評価に関する一連の手續を規定することはできないが、地方公共団体における手續であってこの法律の規定に反しないもの（例えば、知事意見形成のために審査会等に諮問・答申する等の手續）を条例で付加することはできる旨
- ・地方公共団体における環境影響評価制度は、手續の大きな流れについては法に概ね準じたものとなっているが、法対象事業を含め知事等の意見を述べるに当たり審査会の意見を聞くといった規定のほか、対象事業の規模要件の水準を法より小規模とすることや、法で対象としていない事業種を対象事業とする、法で対象としている環境要素を対象とする等、地域の特性に応じた独自の特徴がみられる（図1-3～図1-5（p.9～10）、参考資料4（p.参-10～参-15）、参考資料5（p.参-16～参-30）参照）。これは、地域の特色や事業者と地元住民等との関係等は様々であり、これらに応じた地域独自の視点からの柔軟な対応が必要な場合があるためである。
- ・特に、環境影響評価の実施後の事後調査等に関する取組については、多くの条例等において、事後調査計画書を作成し地方公共団体の長に提出すること、供用後の事後調査を実施することや、事後調査の結果を取りまとめた報告書を複数回提出すること等が規定されるなど、法で求められる報告書手續に条例独自の手續が付加されている（コラム3（p.21）、参考資料4（p.参-10～参-15）参照）。
- ・このように、日本の環境影響評価制度では、法に定められた規定と、地域の特性等を踏まえて定められた条例の規定が一体となって、効果的な環境影響評価や報告書手續が行われる仕組みとなっている。

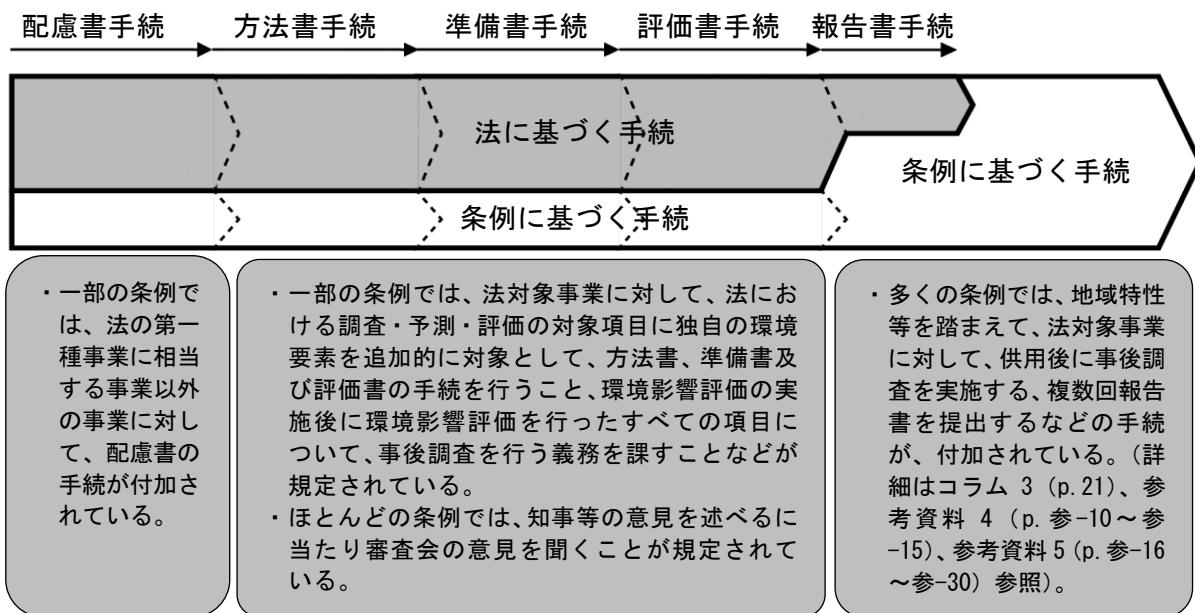
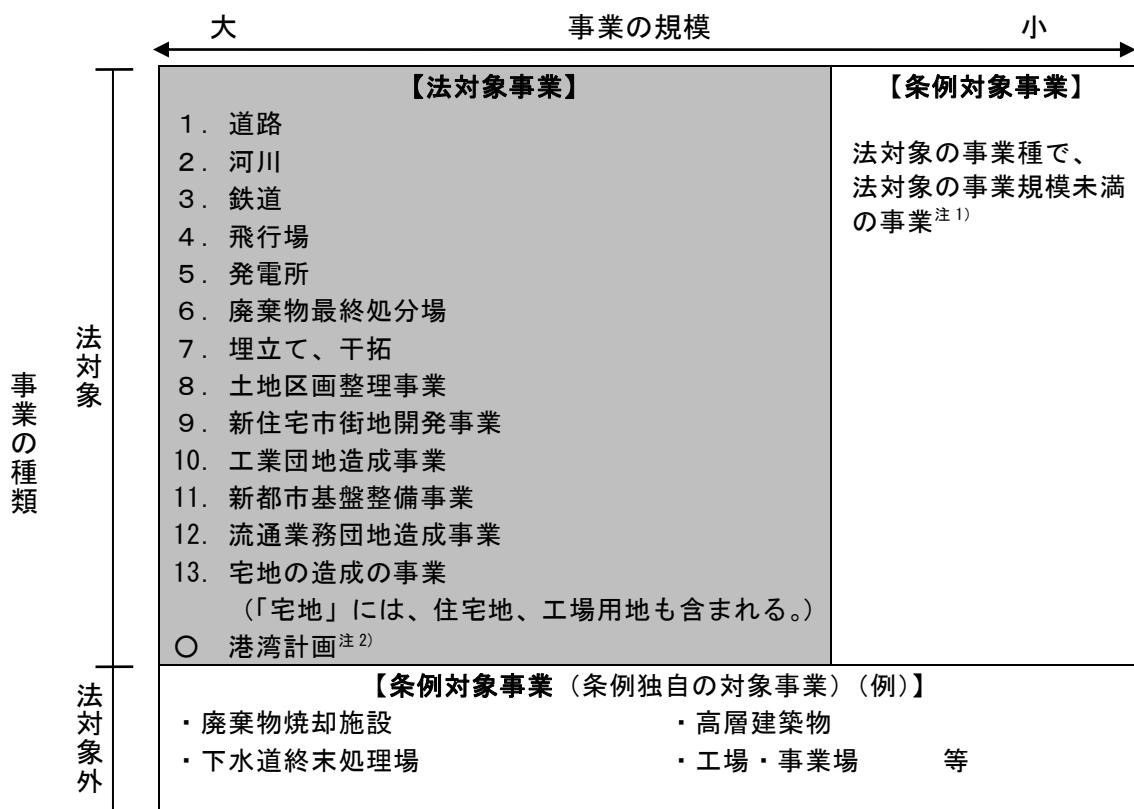


図1-3 法対象事業における法及び条例の手續の関係性のイメージ



注1) 法対象事業の第二種事業のうち、スクリーニングにより法に基づく環境影響評価の手續が不要と判断された事業について、条例に基づき環境影響評価の手續を行う場合がある。

注2) 事業ではなく計画について環境影響評価が行われる。

図1-4 法及び条例における対象事業の規模、種類の関係性のイメージ

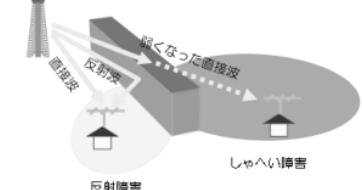
条例における環境要素の範囲

法における環境要素の範囲

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ・ 大気環境
 - 大気質 ○ 騒音・低周波音
 - 振動 ○ 悪臭
 - その他
 - ・ 水環境
 - 水質 ○ 底質
 - 地下水 ○ その他
 - ・ 土壤環境・その他の環境
 - 地形・地質 ○ 地盤
 - 土壌 ○ その他
- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - ・ 植物
 - ・ 動物
 - ・ 生態系
- 人と自然との豊かな触れ合い
 - ・ 景観
 - ・ 觸れ合い活動の場
- 環境への負荷
 - ・ 廃棄物等
 - ・ 温室効果ガス等
- 一般環境中の放射性物質
 - ・ 放射線の量^{注)}

条例独自の環境要素（例）

送信アンテナ

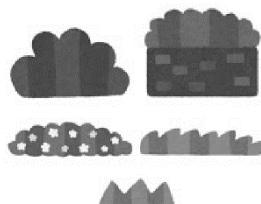


電波障害
(テレビ電波の遮蔽障害、反射障害等)



文化遺産

(事業の実施に伴う文化財等の消滅の有無及び損傷の程度等)



緑
(緑の質、緑の量等)



交通混雑

(交差点需要率、道路の混雑度等)

安全(火災、爆発等)
(危険物等による火災、爆発、有害な化学物質の漏えい等に関する防止等の安全性の確保の程度)



* 法における環境要素は、環境保全の観点から、環境基本法第14条に掲げられる「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」の確保等を旨として定められている。一方、条例においては、法における環境要素に加え、地域の実情等を踏まえ、条例独自の環境要素が設定されている場合がある。

注) 「放射線の量」が環境要素として規定されていない条例もある。

図1-5 環境影響評価法及び条例における環境要素の範囲の例

1.3.2 自主的な環境配慮の取組

- ・環境影響評価法や地方公共団体の条例により、事業者が一定規模以上の事業を行う際には環境影響評価を行い、より環境に配慮した事業計画が策定されている。
- ・環境に配慮した行動が経済・社会の隅々に浸透していき、持続可能な社会の実現のためには、法令や条例の対象とならない事業者や事業活動においても、環境保全に向けて、事業者による主体性を持った取組が求められている。また、適切な環境配慮の実施により、地域住民等の理解を促進し、事業そのものが円滑に実施されることが期待される。
- ・このような事業者による自主的な環境配慮の取組を支援し、促進するために、参考となる様々な事例をとりまとめた「環境配慮で三方一両得－自主的な環境配慮の取組事例集－」(平成 27 年 6 月、環境省)には、自主的な環境配慮の取組について、地方公共団体から情報提供があった 44 事例が掲載されている。
- ・これらの事例では、道路、林道、ダム、防潮堤、河川改修などの社会基盤整備事業だけでなく、風力、太陽光、火力、水力による発電施設、学校や商業施設、研究施設等の建築物建設など、20 以上の幅広い事業種において、事業者による自主的な環境配慮の取組が行われている。
- ・この中には、太陽光発電を設置する事業や、環境影響評価法や条例の対象としている規模よりも小さい事業においても自主的な環境配慮がなされたことにより、地域とのコミュニケーションや地方公共団体との合意形成が円滑に図られた事例が挙げられている。
- ・また、商業施設の建設に際して、施設の運用後の状況に関する情報共有や自主的な事後調査結果の報告などを実施し、関係者間の相互の信頼関係の構築や維持に貢献した例が挙げられている。
- ・さらに、大規模な工場等の立地に際しては、事業者と関係する都道府県や市町村等で公害防止等に係る協定が締結され、排出ガスや排出水、騒音・振動等について環境監視等の活動が行われている場合もある。
- ・たとえば、環境影響評価の実施後についても、条例等に基づき作成した事後調査報告書を公表する際に、自主的に作成した事後調査と環境監視の計画書を作成し、その結果を毎年1回公表するなどの自主的な取組が見られる(コラム 1(p.15)、コラム 10(p.35)、コラム 14(p.44) 参照)。
- ・このように、法や条例の対象とならない事業においても、事業者による自主的な環境配慮に係る取組や自主的な事後調査や環境監視の結果を公表している事例がある。事後調査や環境監視の結果の公表は環境配慮の効果等を示す上で重要であり、自主的な取組であっても既存の取組事例等を踏まえながら、可能な限り取り組むことが望ましい。このような環境影響評価や環境保全措置の実施、事後調査や環境監視の結果の公表等がなされることにより、住民等とのコミュニケーションの確保や信頼関係の構築と発展、更なる事業展開を含めた事業に対する理解の促進などの効果が期待される。

第2章 環境影響評価法における報告書の作成・公表等に関する基本的な考え方

- 平成23年4月に改正された環境影響評価法においては、新たに報告書に関する規定が設けられた。平成24年4月に改正された基本的事項では、報告書作成指針に関する基本的事項が示された。
- 本章では、報告書作成指針に関する基本的事項に基づき、まず2.1で、報告書の作成・公表等の意義を確認した。2.2では、報告書に係る基本的な事項を整理した。また、2.3では報告書の作成について、2.4では報告書の公表について、2.5ではその他の留意事項として、報告書と併せて公表することが考えられる環境監視の結果等の環境情報等について、2.6では報告書の公表のみが義務付けられている事業に関する取扱いについて、それぞれの解説や留意事項等を整理した(図2-1参照)。

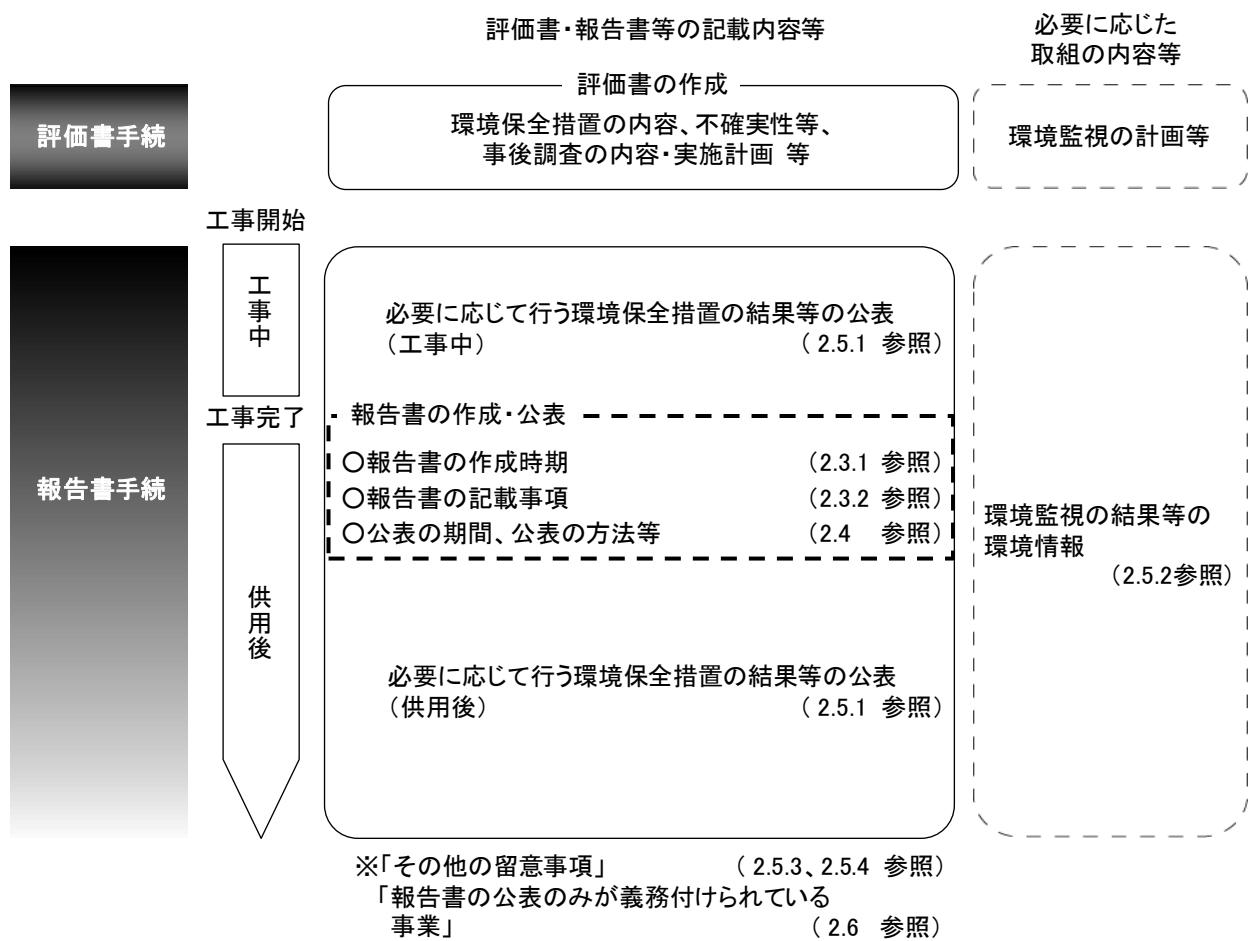


図2-1 報告書手続の流れと第2章の構成

2.1 報告書の作成・公表等の意義

- ・情報、手法等の限界や環境条件の変化等に起因して、予測等の結果には多かれ少なかれ不確実性が伴うものであり、基本的事項では、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討することとされている。すなわち、予測の精度が高くない場合や講じようとする環境保全措置の効果の見通しが十分に得られない場合などにおいては、事後調査の結果を公表することにより、事業の実施前に行われた環境影響評価における予測結果や環境保全措置の効果等を事業の実施後に確認し、必要に応じて追加的措置を実施することにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保することとされている。
- ・環境保全措置等の報告書の作成・公表等は、事業実施後の環境保全措置等の結果等を示すことにより、環境影響評価後の環境配慮の実効性を確保することで、住民等との信頼性の維持・向上につながる重要な取組である。
- ・また、事業者が自ら、その事業に係る環境保全に関する取組状況やその成果を住民等へ適切に情報提供し、環境保全に向けて努力をしていく姿勢を示すことは、CSR(事業者の社会的責任)に関する取組として事業者自身の社会的価値を高めることにもつながり、その取組を社会的にアピールする上でも有効である。
- ・さらに、環境保全措置や事後調査の結果等が報告書として公表されることで、その知見が蓄積され、類似した事業特性や地域特性を有する事業の環境影響評価を実施する際に、これらの知見に基づき、より効果的な環境保全措置や適切な調査・予測・評価手法の採用が可能となることが期待される。
- ・加えて、予測結果や環境保全措置が妥当な内容であるかどうかは、環境影響評価が適切かつ客観的に行われているかどうかを左右する重要な点であることから、効果に係る知見が不十分な環境保全措置について事後調査によりその効果等を把握し、公表することが、適切な環境影響評価の促進等において必要であるとともに、環境影響評価制度の信頼性の確保の観点からも重要である。
- ・このように、環境保全措置や事後調査の結果等を取りまとめた報告書の作成・公表は、環境影響評価の実効性や信頼性・透明性・客観性の確保、地域住民等との信頼性の向上、環境影響評価における環境保全措置や調査・予測・評価手法の技術の向上等の観点から極めて重要な取組であり、積極的な意義が認められる(コラム1(p.15)、コラム2(p.16)、図2-2(p.14)参照)。

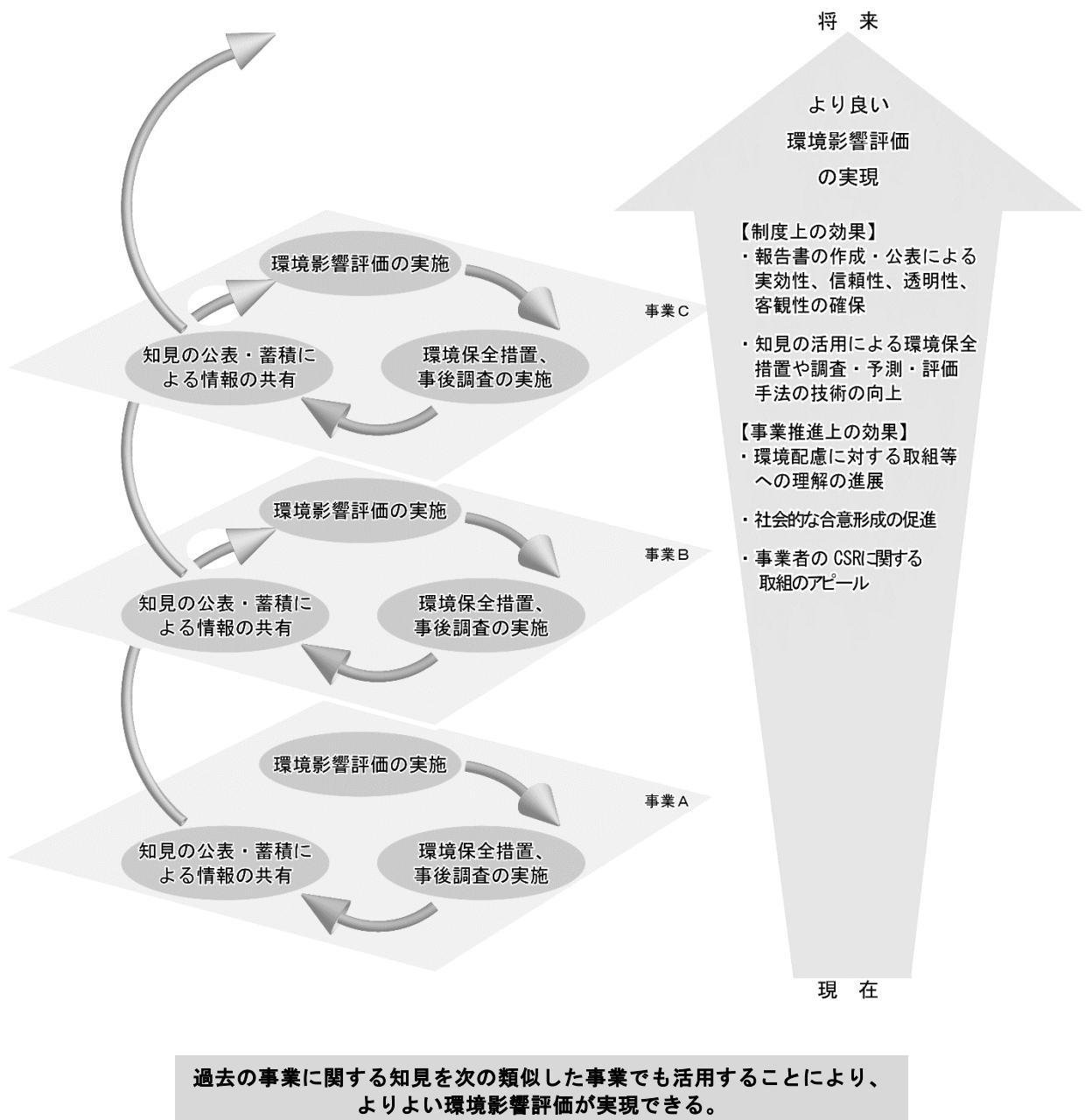


図 2-2 環境保全措置や事後調査の結果等の活用のイメージとその効果

コラム 1：環境保全措置や事後調査の結果等の公表の取組事例

環境影響評価法の施行前に環境影響評価実施要綱によって実施された一連の環境影響評価の取組で得られた知見等を、事後調査の結果等も含めてとりまとめ、公表している事例がある。また、環境影響評価法に基づく評価書を公告後、モニタリング結果等を事業者の取組として公表している事例がある。

以下に、それぞれの事例を紹介する。

■日本国際博覧会（愛知万博）～取組成果の発刊・公表事例～

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会では、「2005 年日本国際博覧会環境影響評価要綱(平成 10 年 3 月、通商産業省通達)」に基づき実施された一連の環境影響評価について、平成 10 年 4 月の実施計画の策定から、平成 18 年 10 月の追跡調査(モニタリング調査:平成 17~18 年度)結果の公表に至るまで約 9 年に及ぶ成果等を取りまとめ、「愛・地球博 環境アセスメントの歩みと成果～2005 年日本国際博覧会環境影響評価の総括～」として発刊・公表している。

発刊・公表の目的については、本博覧会に係る環境影響評価において獲得された新たな知見、ノウハウ等が、21 世紀における人類共通のモデルとなること、今後、環境影響評価を担当する行政職員、学術研究者等専門家のほか、同様な事業を計画する事業者をはじめ、環境影響評価に関心をもつ様々な人々に参考にしていただき、将来の類似の事業における環境影響評価手続において活用されることを期待するものとされている。

事例出典)EXPO 2005 AICHI JAPAN のホームページ－愛・地球博閉幕後データ集－

http://www.expo2005.or.jp/jp/jpn/press/press061128_06.html

■リニア中央新幹線※～モニタリング結果等の公表事例～

事業者である東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海) では、「工事の安全」・「環境の保全」・「地域との連携」を掲げ、同社ホームページ上において、評価書のほかに、事後調査計画書、事後調査及びモニタリングの結果、環境保全措置の実施状況等をとりまとめた資料などを事業者の取組として、公表している。主な公表資料は以下の通りである。この中には、関係する地方公共団体のホームページで公開されているものもある。

※正式名称は「中央新幹線(東京都・名古屋市間)」。

表. モニタリング結果等の主な公表状況（平成 29 年 2 月末現在）

公表資料	東京都	神奈川県	山梨県	静岡県	長野県	岐阜県	愛知県
評価書	○	○	○	○	○	○	○
事後調査計画書	○*	○	○	○*	○	○	○
事後調査報告書				○*		○*	
確認調査結果 ^{注 2)}		○	○	○	○	○	○
発生土置き場における環境の調査及び影響検討の結果について ^{注 3)}			○		○		
環境保全について ^{注 4)}	○	○	○		○	○	○
環境調査の結果等について ^{注 5)}	○	○	○	○	○	○	○

注 1)「○」は、JR 東海のホームページで公表している資料である。

* 印は、条例に基づき作成されている資料である。

注 2)事後調査とは別に、準備書に対する知事意見があつた動植物種等を対象として行った確認調査の結果を、事業者の取組としてとりまとめて公表したものである。

注 3)具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査等の結果を、事業者の取組としてとりまとめて公表したものである。

注 4)具体的な工事計画に基づいて具体化した環境保全措置について地域住民等に説明した内容を、事業者の取組としてとりまとめて公表したものである。

注 5)事後調査やモニタリングの結果及び環境保全措置の実施状況について、条例に基づく報告とは別に、事業者の取組としてとりまとめて公表したものである。

事例出典)東海旅客鉄道株式会社のホームページ－工事の安全・環境の保全・地域との連携－

<http://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/index.html>

コラム2：環境保全措置の取組が企業の社会的な評価につながっている事例

環境保全措置の効果を把握するために、自主的にモニタリング調査を行い、その結果を継続して公表するとともに、対外的に事業者の取り組みをアピールし、各種の受賞を通じて、企業の社会的な評価につながっている事例がある。

以下にその概要を示す。

■工場用地内における「近自然工法」による緑地の整備

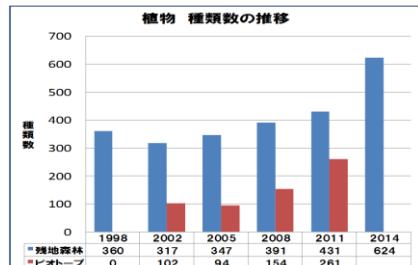
本事例は、サンデンホールディングス株式会社が、群馬県の赤城山麓における工場の建設に際して、主に農地や荒廃した森林となっていた約20万坪の土地のうち、10万坪を工場用地等として、残り10万坪を「近自然工法」により緑地として整備した事例である。

工場の新設のため、約2万本の木を伐採し、その代償措置として敷地内に約3万本の木を植栽(主にのり面の緑化)した。地域にある里山づくりを目指し、在来種を選んで植栽し、沢筋、ビオトープ等に水生生物が自然に生存できる環境を近自然工法により造成した。より自然に近い環境を維持し、森林やビオトープが本来の機能を発揮できるよう、各種団体と協働し、森林(人工林)では間伐を行い、ビオトープは「人間の手入れは最低限」となるよう管理している。緑地の中には、全長約6kmの散策道、ホタルの里、希少植物の保護地域、オオムラサキの保護施設、環境学習向けの雑木林等を設け、社会科見学や環境NPOの活動に広く活用されている。工場の建設前から植物、哺乳類、鳥類、両生類、陸上昆虫類、水生生物等の生物種数等に関するモニタリング調査(3年に1度)を継続して実施しており、その結果はホームページで公表されている。この取組は、同社が生物多様性条約第11回締約国会議において事例発表を行っている。

これらの積極的な取組により、本事例は、「緑化推進運動功労者 内閣総理大臣表彰」の受賞(2013年)、「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)「Superlative Stage」の認定(2014年)など各種の受賞をしており、企業の社会的な評価につながっている。

事例出典)サンデンフォレストのホームページ <http://www.sandenforest.com/>

SEGESのホームページ(認定サイト紹介) http://www.seges.jp/site08_005/main.html



・環境影響評価法における報告書に関する以下の事項については、次のように整理される。

- －事後調査：法第 14 条第 1 項第 7 号ハに基づく、「環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置」を指し、基本的事項「第 5 環境保全措置指針に関する基本的事項」の「2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項」の(6)において、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査とされているものを指す。環境影響評価の手続においては準備書及び評価書にその計画を記載することとされており、工事中に実施した事後調査の結果については報告書に記載することとされている。
- －環境監視：基本的事項「第 5 環境保全措置指針に関する基本的事項」の「2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項」の(6)における事後調査以外で、事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等の取組を指す。
なお、このような環境監視や事後調査等の取組の一部又は全体を指して「モニタリング」と呼称している場合もある。
- －報告書の公表：法第 38 条の 2 第 1 項に基づき、同項に掲げる環境保全措置等であって、その事業の工事中に実施したものについて作成することが義務付けられている報告書を公表する場合を指す(図 2-3(p.19) 及び図 2-5(p.23) の「報告書の公表」部分)。記載する事項としては、事後調査の結果や環境保全措置の効果等が義務付けられている(図 2-4(p.20) の網掛け部分)。なお、環境監視など必要に応じて行われる取組の結果等についての記載(図 2-4(p.20) の網掛け部分以外)も報告書と一体的にとりまとめ、公表することが望ましい。
- －環境保全措置の結果等の公表：基本的事項「第 6 報告書作成指針に関する基本的事項」の「1 一般的事項」の(3)に基づき、前述の「報告書の公表」以外に、必要に応じて工事中又は供用後(図 2-3(p.19) の「結果等の公表(必要に応じて)」部分及び図 2-5(p.23) の「必要に応じた公表」部分)において、環境保全措置や事後調査の結果等を公表する場合を指す。

2.2 報告書に係る基本的な事項

- ・報告書の作成等の手続の概要は、図 2-3 に示すとおりである。
- ・報告書は、評価書の記載内容を踏まえ、事業の実施において講じた措置等について、作成されることとなっている。評価書においては、事業の実施中または事業実施後に講じる措置や調査として、以下の取組(事後調査等の実施計画や内容等)を記載することとされている。
 - －環境保全措置
 - －環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置(いわゆる「事後調査」)
- ・評価書を公告した事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)は、評価書に記載した環境保全措置や事後調査等に基づく取組内容等を踏まえ、以下の①～③の内容について、報告書を作成することとされている(図 2-4(p.20)、詳細は参考資料 2(p.参-3～参-7)参照)。

①特に保全が必要な環境が存在する場合に講じる効果が不確実な環境保全措置

回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でない環境保全措置(具体的には、a.希少な動植物の生息・生育環境に係る措置、b.希少な動植物の保護のために必要な措置、c.回復することが困難であって保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって効果が確実でないもの。)

②事後調査

予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、代償措置を講ずる場合等において工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査

③事後調査に基づく追加的な環境保全措置

事後調査により判明した環境の状況に応じて講じた環境保全措置

- －①に該当する環境保全措置がなく、事後調査(上記②)を実施せず、かつ事後調査の結果に応じて行う環境保全措置(上記③)を行わない事業には、法律上報告書の手続の義務は生じない。
- －大臣意見・知事意見等で、事業の着手後に実施する調査等に関する取組状況や結果等の公表等が求められている場合については、法に基づき作成する報告書と併せてこれらの意見及びその対応を一体的に取りまとめ、公表することが望ましい。
- －報告書は工事が完了した段階で 1 回作成することが基本とされており、作成した報告書については許認可等権者に送付し、公表することとなっている。

※発電所については、事業の実施後にも電気事業法の規定が設けられているため、報告書を作成・公表するのみとなっている。

- －許認可等権者は、送付された報告書の写しを環境大臣に送付し、環境大臣は環境保全の見地からの意見を書面により述べることができる。また、許認可等権者は、環境大臣の意見を勘案し、環境保全の見地から、報告書について意見を述べることができる。

※発電所については、電気事業法第 46 条の 23 において、経済産業大臣への送付並びに経済産業大臣及び環境大臣からの意見を述べる手続については適用除外とされている。

- ・また、基本的事項では、報告書の作成・公表とは別に、必要に応じて工事中又は供用後において環境保全措置や事後調査の結果等を公表することとされている。
- ・多くの条例では、法対象事業についても、例えば環境監視の結果等、法に規定されている報告書へ記載すべき事項以外の事後調査等の実施状況やその結果についても、条例に基づき事後調査等に係る報告書へ記載し公表することが求められる場合があることが規定されている(コラム 3(p.21)参照)。法と条例に基づく報告書の手続を併せて行う場合には、これらを一体として取りまとめて、事業者の報告書作成の負担軽減にも資するとともに、当該事業の環境保全に係る取組状況が一体的に理解できるものとなり、当該事業及び事業者に対する信頼性の確保につながる。

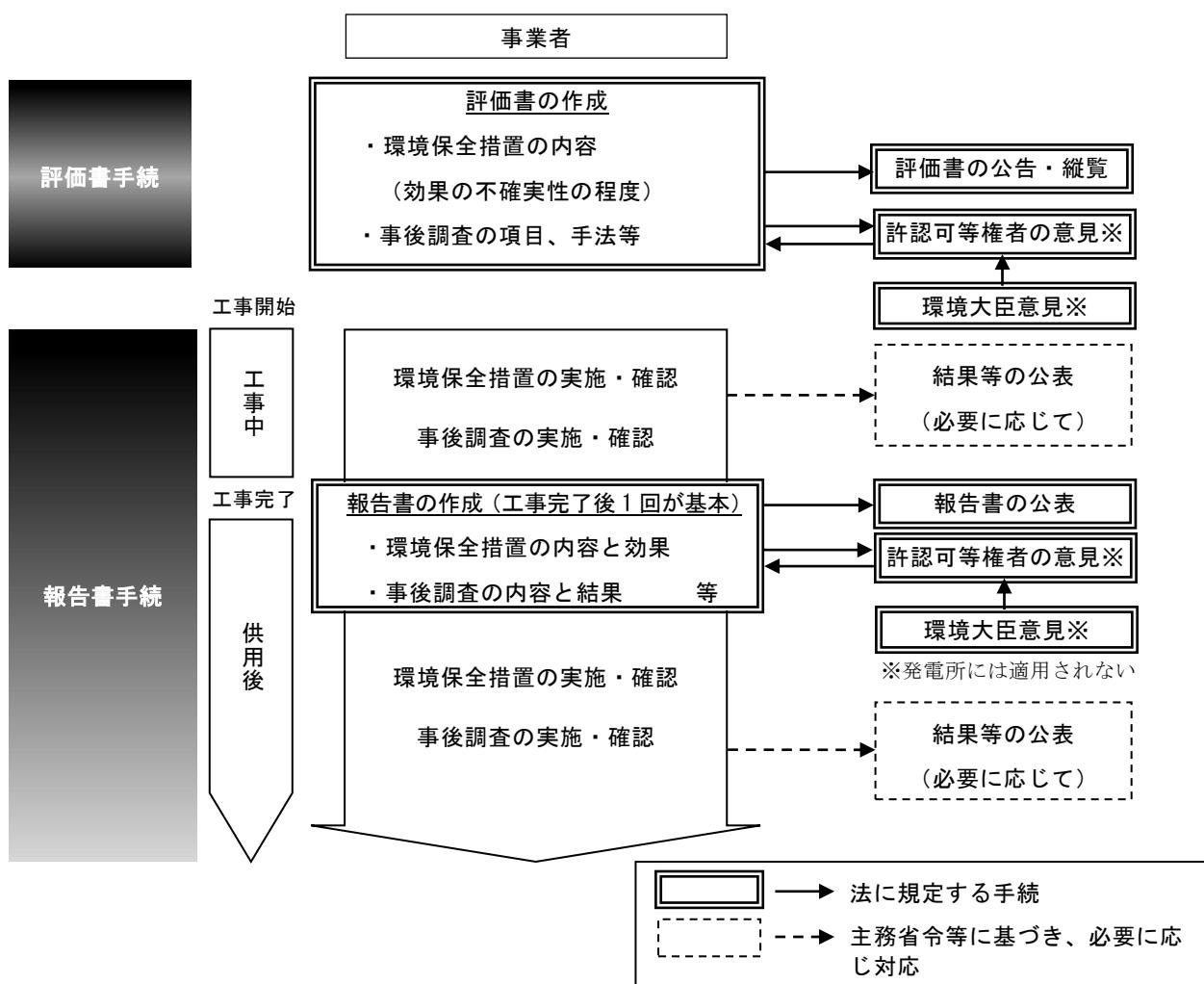


図 2-3 報告書の作成等の手続の概要

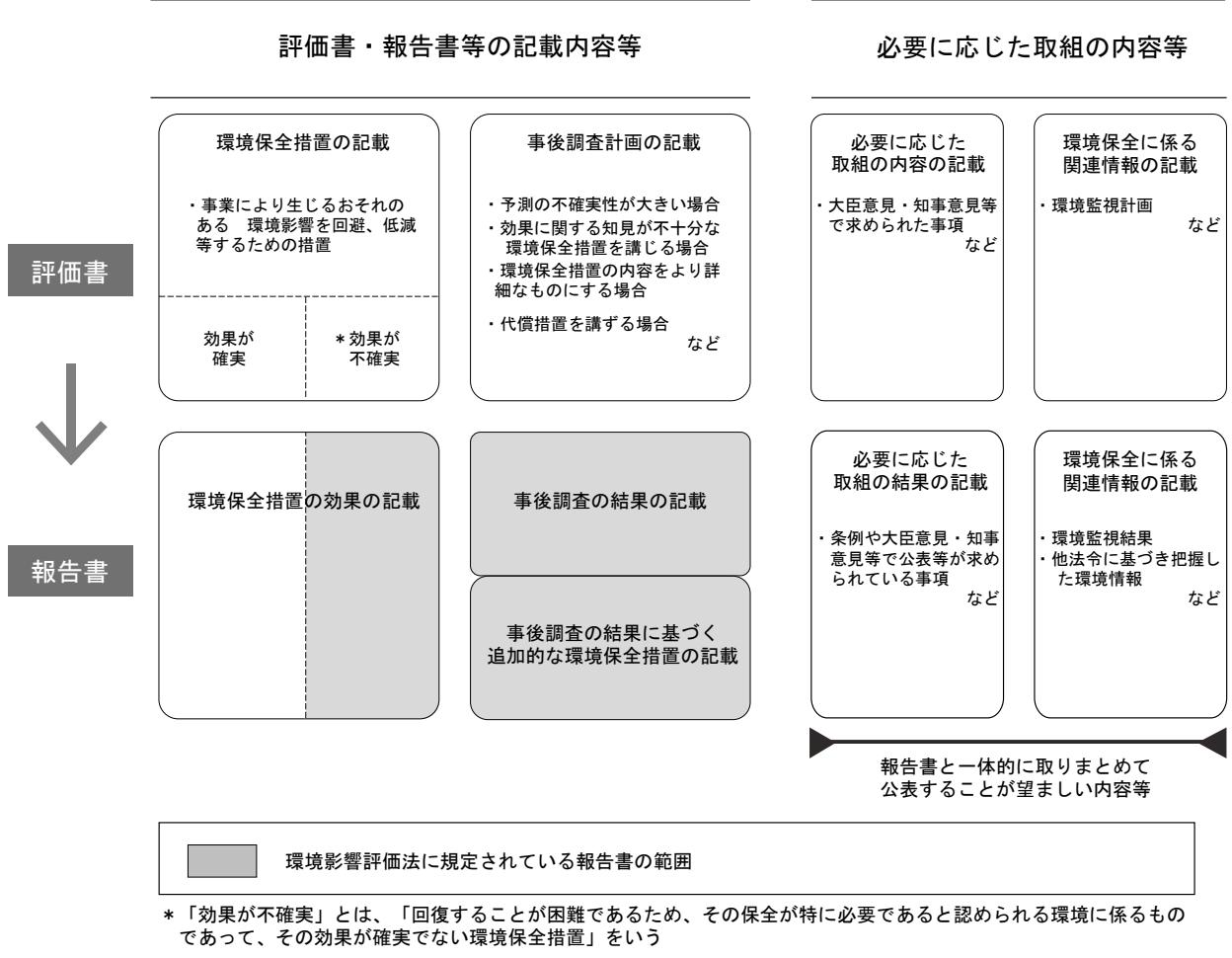


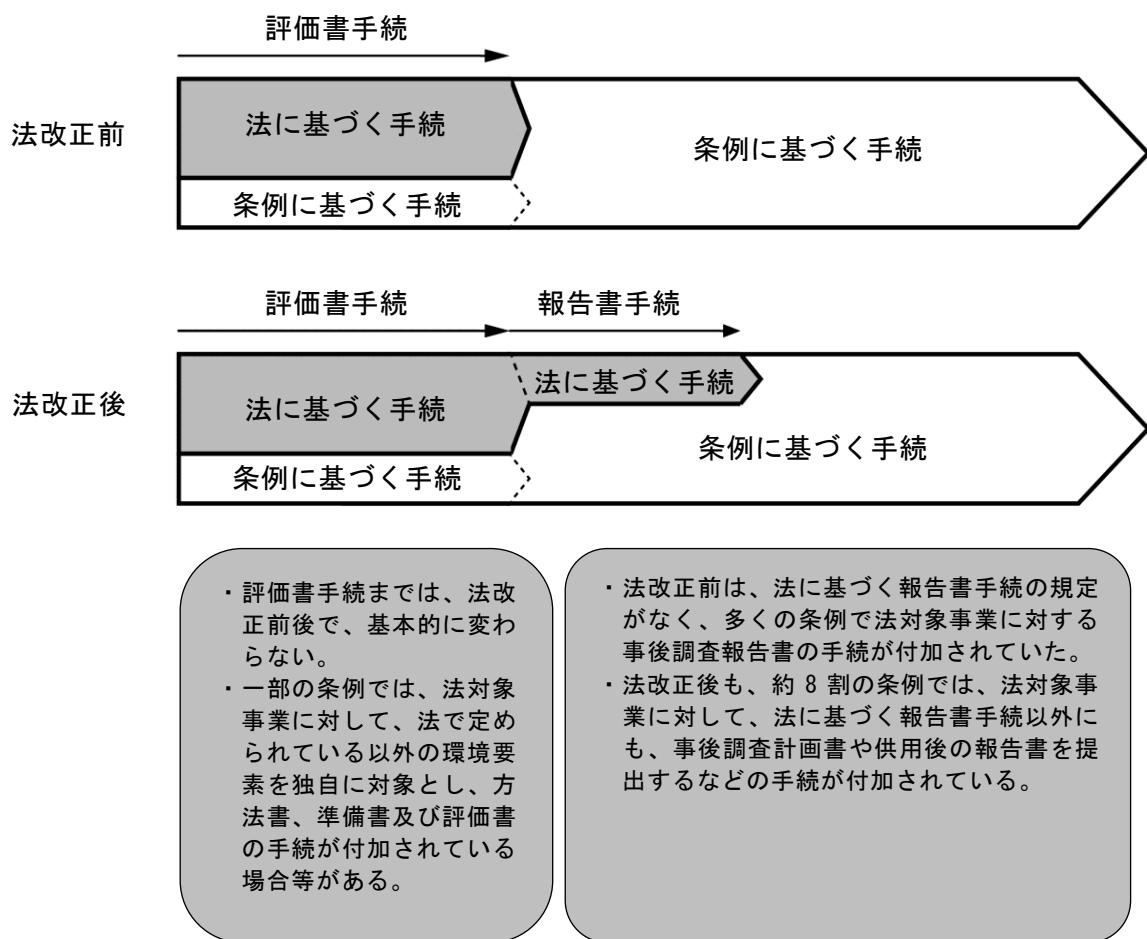
図 2-4 報告書の作成・公表の範囲

コラム3：条例における法対象事業に対する事後調査結果等の報告書に係る規定

地方公共団体では独自の環境影響評価制度が条例等で定められており、多くの条例では法の対象事業についても、法に基づく報告書の作成等の手続に付加した対応が求められているため、留意が必要である（参考資料4（p.参-10～参-15）参照）。

地方公共団体の環境影響評価制度においては、事業の着手後の手続として作成や公表等を求める図書（「事後調査報告書」という名称が一般的に使用されることが多い）について、「工事中だけでなく供用後にも別途作成する」、「毎年1回は作成する」などの具体的な時期や、事後調査報告書の公告や縦覧等の手續が多くの条例で定められている。さらに、事後調査について、「法より幅広い環境影響評価項目を対象としている」、「対象となる環境要素ごとに具体的な手法や目安となる期間が示されている」などの詳細な内容が定められている場合があり、それぞれの地域の実情に応じて適切な環境配慮を確保するための制度となっている。

平成23年4月の法改正前後の法対象事業における法及び条例の手続の関係性の一般的なイメージは、下図に示すとおりである。



2.3 報告書の作成

- ・環境影響評価法に基づいて作成・公表される報告書の作成時期及び記載事項については、基本的事項に規定されている。以下に、その解説や留意事項を整理した。

2.3.1 報告書の作成時期

○基本的事項（H26.6.27改）第6の1の(2)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

一 一般的な事項

- (2) 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階で一回作成することを基本とし、この場合、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努めるものとする。

【解説】

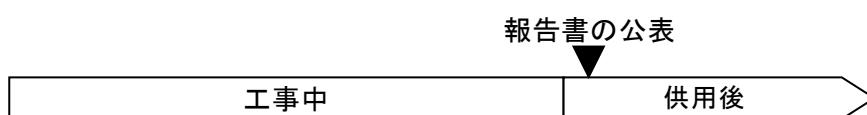
- ・環境影響評価法では、工事中に講じた環境保全措置や事後調査について報告書を作成することとされており、基本的事項では、工事が完了した段階で1回作成することを基本としている。

【留意事項】

- ・報告書の作成・公表の回数は1回を基本としているが、例えば以下のようない場合など、事業特性や状況に応じて環境影響評価法に基づく報告書又はこれに相当する文書や補足のための文書を複数回にわたり作成・公表することが適切な場合もある（図2-5（p.23）参照）。
 - －環境保全措置の効果が確認されるまで長期間を要することが想定される場合
 - －対象事業の工事が長期に及ぶ場合
 - －一連の工事において工期が分割して行われ、段階的に供用が開始される場合
- ・報告書の作成時期は、工事完了段階を基本としており、事業特性や地域特性、環境保全措置の内容、事後調査の項目等に応じて、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間や事後調査に必要な期間が異なるため、これらを踏まえた適切な時期を検討することが適切である。
- ・環境保全措置の効果等が比較的短期間で確認できると想定される場合には、その措置が効果を発揮していることを確認した後に報告書を作成することが適切である。
- ・一方、特に動植物等に関する環境保全措置については、措置後すぐに効果が現れるかどうかが明確でないものがある。このように環境保全措置の効果等の確認に長期的な調査等が必要な場合には、それを確認した上で報告書を作成しようとすると報告書の作成時期が遅れ、事業実施における適切な環境の保全の配慮の実施についての透明性や住民等との信頼性の確保が困難になることが想定されることから、こうした場合には、工事完了後の一定期間を経た段階で1回作成することが適切である。また、その後、継続して行う環境保全措置や事後調査の結果等については、継続的な効果等の把握とその検証のため、その結果等を時系列に沿って比較可能となるよう整理を行い、報告書とは別に、適切な時期に公表することが適切である（「2.5.1 必要に応じて工事中又は供用後に環境保全措置の結果等を公表する場合について」（p.40）参照）。

- ・工事完了後、一定期間を経た段階としては、例えば、工事完了後、評価書に記載した現況の把握のための調査を実施した期間と同等の期間を経た段階とすることが考えられる。
- ・工期が段階的に分割しており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合には、環境影響が最大となる時期を考慮して、工事中であっても段階的な供用が開始された時点で、報告書の作成・公表や環境保全措置等の結果等の公表を行うことが適当である。なお、段階的な供用が開始されたそれぞれの時点で報告書の作成又は環境保全措置等の結果等の公表を行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理することが望ましい。
- ・報告書については、評価書において事後調査の計画と併せて具体的な作成時期を含む作成に係る計画を示した上で、当該計画に基づき作成することが望ましい(コラム4(p.24)参照)。

○基本的な場合（工事完了後に1回報告書を公表）

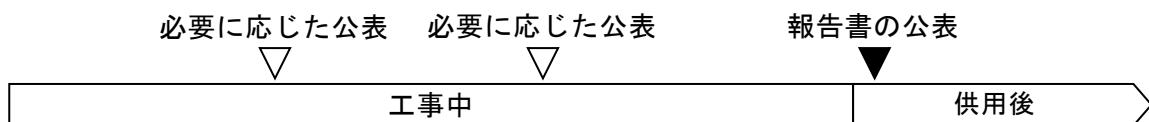


○環境保全措置の効果が確認されるまで時間がかかる場合

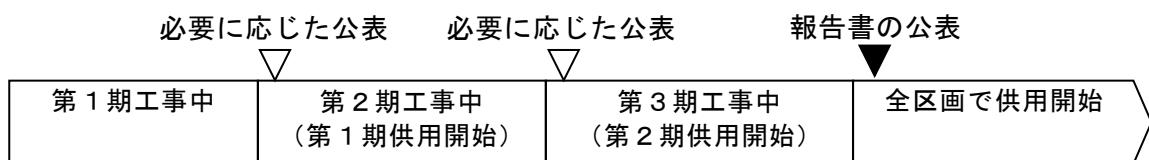
(工事完了後に1回報告書を公表、必要に応じて供用後に環境保全措置の結果等を公表)



○工事が長期間に及ぶ場合（必要に応じて工事中に環境保全措置の結果等を公表）



○一連の工事が段階的に実施され、順次供用が開始される場合



注：状況に応じて「必要に応じた公表」が「報告書の公表」となる場合も考えられる。

報告書の公表	:環境影響評価法に基づき作成された報告書の公表を指す。作成した報告書について、公表と併せて許認可等権者に送付し、手続を行う。
必要に応じた公表	:主務省令や基本的事項等に基づき、必要に応じて工事中や供用後に行う環境保全措置や事後調査の結果等の公表を指す。

図 2-5 報告書及び環境保全措置の結果等の公表の時期の例

コラム4：条例に基づき作成された事後調査報告書における提出時期等の記載例

地方公共団体の条例に基づき作成された事後調査報告書においては、評価書等に記載した事後調査の計画に基づき実施している事後調査等の進捗状況を整理した工程表が掲載されている場合が多い。この工程表には、事後調査の計画において選定した項目ごとの環境保全措置や事後調査の実施時期、それらを取りまとめた事後調査報告書の提出時期、今後の計画等が整理されており、事後調査の進捗状況がひと目で分かるようになっている。また、事例によっては、事後調査終了判断の考え方が示されている場合もある。

なお、条例に基づき行われている事後調査については、工事中から供用後にかけて報告書が複数回提出され、長期間にわたり環境保全措置の効果等が把握できるようにしている場合もある。

表. 事後調査工程（例）

項目		工事中			供用後		
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
工事工程	〇〇工事	---					
	〇〇工事	---	---				
	〇〇工事		---				
	〇〇工事			---			
事後調査工程	低周波音				— 定常時1回		
	植物	— 移植 調査	— 調査	— 調査	調査終了判断 -----場合		
	動物	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	調査終了判断 -----場合	
	生態系	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	— 繁殖期に〇回	調査終了判断 -----場合	
事後調査報告書の提出時期		●	●	●	●	●	

法に基づく報告書においても、工事工程、環境保全措置や事後調査の実施時期、報告書の公表時期、必要に応じた環境監視結果等の公表時期、事後調査等の終了に係る判断の考え方等を整理した事後調査等の工程を示した表を整理し示すことで、事後調査等の進捗状況や今後の予定が容易に把握でき、地域住民等への周知が図られ、住民等からの信頼性の確保につながることが期待される。

2.3.2 報告書の記載事項

- ・環境影響評価法に基づき作成・公表される報告書については、基本的事項において記載事項等が定められている。以下にそれぞれの記載事項の解説及び記載にあたっての留意事項を整理した。

(1) 事業に関する基礎的な情報の記載について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の2の(1)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

- (1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

ア 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象事業の名称、種類及び規模、並びに対象事業が実施された区域等、対象事業に関する基礎的な情報

【解説】

- ・評価書に記載した事業計画の内容について、工事の完了により確定した内容を具体的に記載する。

【留意事項】

- ・環境保全措置や事後調査の実施時期が供用段階まで及ぶことがあらかじめ想定され、事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合は、供用段階に環境保全措置や事後調査を行う主体の氏名等の基礎的な情報も併せて記載することが適当である。
- ・事業計画の変更（法の規定に基づき、環境影響評価手続の再実施を求められない軽微な変更。以下同じ。）が生じた場合には、事業計画の変更に関する情報は適正な環境保全を確保する基礎となるため、変更の内容、経緯、理由等について丁寧に記載することが重要である（コラム5（p.26）参照）。事業計画の変更を行う場合の対応としては、具体的に以下が考えられる。
 - －評価書において事業計画として記載した内容と実際に実施した内容は、例えば工事工程等において相違が生じる場合が想定されるため、これらの相違の内容を明らかにしつつ、相違が生じた理由及び経緯等について丁寧に記載すること。
 - －事業計画の変更に伴い、新たな環境影響が生じることが想定される場合については、変更により生じる環境影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置や事後調査の内容を見直すなどにより、環境影響を可能な限り回避・低減すること。その際、見直しを行う環境保全措置や事後調査の内容等について、必要に応じて事前に許認可等権者や当該地域の地方公共団体の条例の所管部局等に報告し、協議しながら進めること。

コラム5：条例に基づき作成された事後調査報告書における事業計画の変更内容等の記載例

地方公共団体の条例に基づき作成された事後調査報告書においては、評価書に記載した事業計画の内容と実際に実施した内容に相違が生じた場合、事業計画の変更内容やその経緯、理由等が記載されている場合がある。

また、事業計画の変更内容によっては、変更により生じる環境影響の程度が改めて検討され、環境保全措置や事後調査の内容が見直されている場合があり、その変更内容については、事後調査報告書を公告する前に条例に基づき審査会に報告され、その後に当該変更に係る工事が実施されている場合がある。

事業計画の変更内容の記載例（面整備事業の場合）

1. 事業計画

(1) 土地利用計画

○○の理由により、評価書から○○の配置が変更になって
いるが、面積や土地利用に大きな変更はない。

表. 土地利用計画

項目	評価書時点		○○時点	
	面積	割合	面積	割合
公共用地	道路	＊＊	＊＊	＊＊
	公園	＊＊	＊＊	＊＊
宅地	住宅地	＊＊	＊＊	＊＊
	○○用地	＊＊	＊＊	＊＊
合 計	＊＊	＊＊＊	＊＊	＊＊

土地利用計画図
(評価書時点)

土地利用計画図
(○○時点)

(2) 公園計画

面積の精査により、評価書からは公園の合計面積が変更になった。また、○○は緑の地域資源であるため、○○に隣接して公園を配置する計画としていたが、＊＊の理由により○○の一部が伐採されることになった。

○○の伐採による予測・評価の見直しについては、事後調査報告書における環境保全措置の項において詳細に検討され、記載されている。検討されている項目は以下のとおりである。

- ・評価書での○○の保全方針とその変更内容
- ・○○の伐採による環境影響の変化と環境影響評価の見直し
- ・○○の伐採による環境保全措置の変更
- ・○○の伐採による事後調査の変更

なお、○○の伐採による環境保全措置や事後調査の変更については、事前に条例に基づく審査会に報告しており、伐採はその後に実施している。

(2) 事後調査の項目、手法、結果の記載について

○基本的事項（H26. 6. 27 改）第6の2の(1)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

イ 事後調査の項目、手法及び結果

【解説】

- ・「事後調査の項目」については、評価書に記載した事後調査の計画の内容を踏まえ、実際に実施した事後調査の項目を記載する。
- ・「事後調査の手法」については、事後調査の項目ごとに、調査した情報の種類、調査地域・地点、調査期間・頻度、調査手法等を具体的に記載する。
- ・「事後調査の結果」については、環境影響評価の結果と比較できるように整理する。

【留意事項】

- ・事後調査の過程で新たに希少な動植物種等が確認され、追加的な事後調査を行う必要が生じた場合や新たに希少な動植物種等が法令等により位置づけられ、その確認が必要になった場合等においては、追加的に行った事後調査の内容及び結果を記載することが適当である。また、その検討経緯や理由を記載することが適当である。
- ・評価書において計画した事後調査の地域以外にも、事後調査が必要とされる地域が明らかになった場合は、その地域も調査地域とし、必要に応じて調査地点を追加することが適当である。
- ・事後調査の過程で、より適切な手法が明らかになった場合には、それを採用することが適当である。その際には、新たに採用した手法の内容と併せて、その検討経緯や理由も記載することが適当である。
- ・評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、事後調査の項目や手法を変更又は追加した場合には、その内容と併せて、変更の経緯や理由を記載することが適当である。
- ・事後調査の結果を整理する際は、環境影響評価の予測の際にその前提となる環境の状況として設定した条件なども合わせて整理し、予測結果と事後調査結果が比較できるようにすることが重要である。
- ・なお、評価書の公告後に、環境保全に関する新たな施策等が決定されるなど環境保全に関する施策の変更が生じた場合には、事後調査の結果を、環境影響評価の結果と比較するだけでなく、新たな環境保全に関する施策に基づく目標や基準値等とも比較することが望ましい。
- ・事後調査の結果が環境影響評価の予測結果と異なる場合には、その原因を考察し、特に、対象事業の実施による環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、追加の環境保全措置等を実施するとともに、その経緯や内容等を記載し、追加的な環境保全措置の結果を別途公表することが重要である（「(5) 報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合の計画等の記載について」(p.34) 参照）。他方、予測結果と比較して、環境影響が小さかった場合には、その要因を分析し、積極的な環境保全措置の効果であると認められる場合には、報告書の記載事項のうち「環境保全措置の効果」において、その旨を記載することも可能である。

- ・事後調査の結果と環境影響評価の予測結果が異なる場合で、その原因が対象事業以外の要因によるものと考えられる場合には、その要因についても報告書に記載することが適当である（コラム6参照）。
- ・また、その場合には、周辺環境の自然的・社会的情況の変化や対象事業以外の事業の実施状況も含めて、その原因を考察し、記載することが望ましい。

コラム6：事後調査の結果の記載例

地方公共団体の条例に基づき作成された事後調査報告書においては、事後調査の結果と環境影響評価の結果の比較を行っている事例が多い。そのような事例では、事後調査の結果が環境影響評価の結果と異なる場合には、その原因を記載している事例が多い。

以下に実際の記載例を示す。

表. 事後調査の結果と環境影響評価の結果の比較（〇〇工事に伴う地下水位の変化）（例）

環境影響評価の結果	事後調査の結果
地下水位は、No.〇で・・・になると予測する。 ・・・	〇年〇月より〇〇工事を行っているが、工事の実施時期に地下水位は・・・。 No.〇において一時的に管理基準値を上回っているが、・・・と考えられる。

また、対象事業以外の要因により、事後調査の結果と環境影響評価の結果が異なった場合にはその原因を記載している。以下に実際の事後調査報告書における記載例を示す。

■二酸化窒素濃度が環境影響評価の結果を上回った場合

要因：本事業の車両以外の一般車両台数の増加・大型車混入率の増加等により、道路周辺の環境濃度（バックグラウンド濃度）が予測時の設定よりも高くなつた。

■道路交通騒音が環境影響評価の結果を上回った場合

要因：周辺に他事業の建設発生土積み出し基地が新たに立地され、ここに入退場する大型車の走行により、道路交通騒音が大きくなつた。

事後調査の結果と環境影響評価の予測結果の比較を行い、両者が異なる場合にその原因を分析しておくことは、今後の環境影響評価や事後調査等を実施するにあたり重要な情報となる。

環境影響評価法に基づく報告書においても、こうした比較を行い、その原因について報告書に記載することが適当である。

(3) 環境保全措置の内容、効果、不確実性の程度の記載について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の2の(1)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

【解説】

- ・「環境保全措置の内容」については、評価書に記載された環境保全措置のうち環境保全の効果が不確実な措置等や、事後調査の結果に応じて講じた環境保全措置について、実際に実施した内容を記載する。
- ・「環境保全措置の効果」については、実際に実施した環境保全措置によって、環境影響がどの程度回避・低減されたかの観点で記載する。また、報告書の作成時点で効果が判明していない場合には、効果の確認の状況を記載する。
- ・「不確実性の程度」については、評価書に記載した環境保全措置の効果の見通しと実際に実施した環境保全措置の効果を比較することや、報告書の作成後に講ずる環境保全措置の効果の不確実性の程度を記載する。

【留意事項】

- ・評価書の公告後に、対象事業実施区域及びその周辺において環境の状況の変化が生じたこと等により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために、報告書に記載する必要のある環境保全措置を変更又は追加した場合には、その内容と併せて、変更の経緯、理由等を記載することが適当である（コラム7（p.30）参照）。
- ・環境保全措置の実施内容については、実施した場所、時期、方法を具体的に記載することが必要であり、また、必要に応じて写真等を掲載するなど分かりやすく整理することが望ましい。
- ・環境保全措置の効果は、事後調査の結果と環境影響評価の予測結果を比較し、事前の予測の範囲に収まっているかを確認することなどにより把握できると考えられる。また、評価書において環境保全措置を講じた場合の目標を定めている場合は、その目標との比較により効果を把握できると考えられる（コラム8（p.31）参照）。
- ・環境保全措置の効果が予測結果や環境保全上の目標等と異なる場合には、その要因を考察し、特に対象事業の実施による環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて追加の環境保全措置等を実施するとともに、その検討経緯や内容等を記載し、事後調査に基づく追加的な環境保全措置等の結果を別途公表することが重要である（「(2) 事後調査の項目、手法、結果の記載について」（p.27）参照）。

コラム7：評価書の公告後に環境保全措置の変更等を行っている例

地方公共団体の条例に基づき実施された事業には、評価書の公告後に特別の事情により、環境保全措置の変更等を行っている事例がある。

以下に、事例における記載例を示す。

評価書では、緑の地域資源である〇〇を残置する方針を示されていたが、特別の事情（土地区画整理事業の仮換地後における所有者の意向：震災で壊れた家の建替えに伴う伐採）により、〇〇の一部が伐採されることになった。

これにより、評価書の予測・評価、環境保全措置及び事後調査について変更が生じるため、伐採前にこれらの見直しが行われている。

事後調査報告書には、これらの見直しの内容、経緯、理由等が記載されている。記載されている主な項目は以下のとおりである。

1. 評価書での〇〇の保全方針

- ・準備書に対する首長意見
- ・事業計画における配慮内容
- ・〇〇の変更内容、理由、経緯

所有者の伐採の意向を受け、条例に基づき、審査会に〇〇の伐採に係る予測評価及び事後調査の見直しについて報告した旨、審査会から〇〇を近隣の公園内に移植できないか等の意見があり、地方公共団体の関係部署で移植の可否について検討が行われたが、仮移植先の確保や管理費用のねん出が困難であること等から移植は行われず、平成〇年〇月に伐採が行われた旨を記載している。

2. 〇〇の伐採による環境影響の変化と環境影響評価の見直し

- ・〇〇に係る環境影響評価項目及び〇〇の伐採による環境影響の変化
- ・〇〇の伐採による保全措置の変更（下表参照）
- ・〇〇を伐採した際の事後調査の変更

表. 環境保全措置の実施状況及び変更内容（今後の対応）

項目	評価書に記載した 環境保全措置	実施状況 (平成〇年〇月時点)	環境保全措置の変更
植物、 動物、 景観、 文化財 等	<ul style="list-style-type: none">・〇〇の改変を最小限にとどめる。・〇〇の存続については現状と同様に所有者の意向にゆだねる。・例えば、保存樹林制度等の活用などを関係機関に働きかけ、所有者を支援することで、〇〇の永続的な保全を確実なものにしていく。	<ul style="list-style-type: none">・改変面積を最小限（評価書時点〇m²→実際〇m²に縮小）とした事業計画とした。・所有者に対しては、保存樹林制度等の説明が行われたが、所有者が震災で壊れた家の建替えを行うため、〇〇が〇m²伐採された。	<ul style="list-style-type: none">・残された〇〇に対して引き続き保存樹林制度等の働きかけを行うよう要望する。・消失を免れない場所については、必要に応じて記録保存等を努める。

コラム 8：環境保全措置の効果の記載例

地方公共団体の条例に基づき作成された事後調査報告書では、移植した植物種とその後の状況の比較や、評価書で設定した保全目標との比較により、環境保全措置の効果を把握している事例がある。その記載例を以下に示す。

【記載例 1】

■移植した植物種名及び株数とその後の状況を比較し、環境保全措置の効果を把握している例

表. 移植した植物の生育状況

種名	移植株数	最終生育株数 〔確認年月〕			生育状況
		○年度	○年度	○年度	
○○○	4	3	3	3	良好に生育しており、移植地に定着したものと考えられる。
○○○	50	100 以上	100 以上	100 以上	写真 (○年○月○日撮影)
○○○	播種 (○m ² 又は○g)	100 以上	100 以上	100 以上	

事後調査結果が評価書で設定した保全目標を達成したことから、事後調査は計画のとおり、○年度で終了し、今後は○○等を行い移植種及びその生育基盤の維持管理を行うこととしている。

表. 保全目標との比較

事後調査の項目	評価書で設定した保全目標	事後調査結果
植物	移植した植物が定着していること	移植、播種した○種は全て定着した

【記載例 2】

■評価書で設定した動物種の個体保全目標数とその後の状況を比較し、環境保全措置の効果を把握している例

表. 個体保全目標数との比較結果

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
○○の個体数	150	310	210	220	80	60
評価書で設定した個体保全目標数(100 個体)との比較	○	○	○	○	×	×

事後調査結果が評価書で設定した個体保全目標数を下回ったことから、その要因を考察した上で、今後(報告書の提出後)に実施する予定の追加的な措置の内容を記載している。

表. 環境保全措置の効果を踏まえ○年度から開始する作業内容

作業項目	対象種	作業内容
管 理	○○(特定外来生物)	年○回の駆除作業を実施し、・・・。
	○○(緊急対策外来種)	
環境指標種のモニタリング	○○(草地の指標種)	繁殖期(○～○月)の確認しやすい時期に調査し、・・・。
	○○(樹林と水辺の指標種)	
	○○(水域の指標種)	

(4) 専門家の助言を受けた場合の記載について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の2の(1)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等

○基本的事項（H26.6.27改）第5の2の(6)

ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的、科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なものになるように設定されることとする。

エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとすること。

【解説】

- ・ 事後調査の項目及び手法の設定、並びに事後調査の終了の判断、事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施に際しては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により、客観的・科学的な根拠に基づき、検討する。
- ・ 専門家の助言を受けた場合は、その助言の内容及び専門家の専門分野を記載する。

【留意事項】

- ・ 環境保全措置や事後調査の結果等についての妥当性の確認等が必要な場合は、必要に応じ専門家等の助言を受けて妥当性の確認や情報の補完を行うことが適当である。
- ・ 環境保全措置の内容、事後調査の項目、事業実施区域及びその周辺の地域特性等に応じて、環境保全活動を行う民間団体や地域における環境の状況に詳しい者等にヒアリングを行うことも考えられる。
- ・ 環境影響評価の手続における透明性の向上の観点から、専門家の所属機関の属性（公的研究機関、大学等）についても記載するよう努める。専門家の了解が得られている場合を除き、属性から個人が特定されることがないよう配慮する（コラム9（p.33）参照）。

コラム9：専門家の助言を受けた場合の記載例

法対象事業の準備書又は評価書においては、専門家から助言を受けた場合の内容等について、以下のように整理されている事例がある。

所属（専門分野）	助言の内容	事業者の対応
大学名誉教授 (植生)	植物（重要種）の環境保全措置	・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・。
大学准教授 (希少猛禽類)	希少猛禽類の環境保全措置、事後調査	・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・。
個人研究家 (両生類)	両生類等の環境保全措置	・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・。

また、環境監視委員会等が組織され、専門家の個人名等が公表されている事例※1や、専門家の具体的な所属（大学名等）や個人名まで記載されている事例※2（専門家の了承が得られたものと考えられる）がある。

※1参考：愛知県のホームページ 一トヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会－

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-kaihatsu/0000050214.html>

※2参考：三重県のホームページ 一「青山高原ウインドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価事後調査報告書（平成28年5月、株式会社青山高原ウインドファーム）（p.34参照）－

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000638985.pdf>

(5) 報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合の計画等の記載について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の2の(1)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。

オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はその計画、及びその結果を公表する旨

【解説】

- 「報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合の計画」の記載事項は、評価書における環境保全措置や事後調査の計画の記載事項に準じる。
- 結果の公表に関しては、公表の時期や頻度、方法等をできる限り記載するものとする。

【留意事項】

- 「報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合」としては、以下のような場合が考えられる（コラム10（p.35）参照）。
 - －評価書に記載された事後調査の計画において、事後調査の期間が供用後まで設定されている場合
 - －評価書への大臣意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている場合
 - －報告書に記載された事後調査の結果から、引き続き調査や環境保全措置を行う必要が認められた場合
 - －報告書の作成時点で効果が確認できていない環境保全措置がある場合
- また、以下のような場合には、報告書の公表時点では、報告書の作成以降に行う事後調査や環境保全措置の内容が把握できないため、報告書に事後調査等の計画を記載することができない。このような場合には事後調査等の計画が確定した段階で、必要に応じて、その内容、経緯、理由を記載した文書を、報告書または報告書とは別の補足的な文書として作成し、公表することが重要である。
 - －報告書への大臣意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた場合
 - －報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更を行う必要が生じた場合
- 報告書作成以降に環境保全措置や事後調査を行う場合においては、必要に応じ専門家等の助言を受けることが適当である（「（4）専門家の助言を受けた場合の記載について」（p.32）参照）。

コラム 10：報告書作成以降も引き続き事後調査の計画及びその結果を公表している例

地方公共団体の条例に基づいて行われた環境影響評価の事例の中には、条例に基づいて作成した事後調査報告書を公表するとともに、自主的に作成した事後調査及び環境監視の計画書や報告書等を毎年度公表している事例がある。

以下に、その事例の取組概要を示す。

■豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業～環境調査計画、結果等の公表事例～

評価書に記載した事後調査と環境監視(以下「環境調査」という。)を行い、毎年度 1 回、報告書を取りまとめ、公表している。

全体の環境調査計画を作成・公表するとともに、1 年ごとの環境調査結果の評価結果等を踏まえ、毎年度の環境調査計画を適宜見直しながら、次年度の環境調査計画書を作成し、公表している。

このうち、地方公共団体の条例に基づく事後調査結果については、別途事後調査報告書として取りまとめて、条例に基づき地方公共団体に提出し、公告・縦覧されている。

具体的には、以下のようないくつかの取組内容等について毎年度公表している。

- ・環境調査計画書(基本方針)
- ・環境調査計画書(年次版)
- ・環境調査報告書(年次版)
- ・事後調査報告書(年次版)
- ・森林・谷津田(里山)の整備・維持管理計画書
- ・環境保全措置(自然系)に係る基本計画書
- ・環境保全措置(自然系)に係る実施計画書
- ・各種計画書に基づく取組状況
- ・新たに確認された重要種への対応 など

事例出典)愛知県のホームページ ～豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の概要～

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-kaihatsu/0000027472.html>

(6) 「事業主体」と「供用後の運営主体」が異なる等の場合について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の2の(2)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

二 報告書の記載事項

- (2) 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。

【解説】

- ・報告書に記載すべき内容としては、事業主体から供用後の運営管理主体への引継ぎを実施する旨、及び引継ぎを受けた運営管理主体が円滑かつ確実に事後調査や環境保全措置等を実施していく上で必要となる引継ぎ前後の主体間の協力や要請事項等について具体的な方法・内容を記載する。

【留意事項】

- ・環境影響評価法では、報告書について、主に工事中を中心に事業の実施において講じた環境保全措置や事後調査の結果や状況等を記載することとされているが、環境保全措置の効果や事後調査の結果を把握するためには、供用後の実態調査を継続的に行うことが必要な場合がある。このため、供用後の実態把握を引き続き行うことは、適切な環境配慮を確保する上で重要である。
- ・このため、事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合は、供用後の事後調査や環境保全措置等の実効性が確保されるよう、事後調査や環境保全措置の実施等に関して、引継ぎの時期やその方法・内容、留意事項等について、できるだけ具体的に記載することが適当である。

2.4 報告書の公表

- ・報告書の公表の方法等については、環境影響評価法施行規則に規定されている。以下に、具体的な方法や期間についての解説及び留意事項を整理した。

○環境影響評価法施行規則（H24.10.24改）

(報告書の公表) ※規則第一条の二の準用規定。以下条文を読み替えたもの。

第十九条の三 報告書を公表する場所は、関係地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の収集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
 - 二 関係都道府県の協力が得られた場合にあっては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設
 - 三 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設
- 2 報告書の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。
- 一 事業者のウェブサイトへの掲載
 - 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること。
 - 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること。
- 3 第二項に規定する方法による公表は、報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

【解説】

- ・環境保全措置や事後調査の結果等を広く周知することにより、事業の実施における環境の保全に係る取組の状況等について、住民等の理解が深まることとなる。このような取組は、住民等の信頼性や環境影響評価の実効性の確保につながるものであり、報告書手続の根幹をなすものである。
- ・このため、報告書の公表の際には、関係都道府県等へ協力を求め、関係都道府県等の庁舎その他の施設やウェブサイトで公表し、効果的に周知を図ることとしている。
- ・また、報告書を公表する「相当な期間」については、書面では「30日間を目安とし、適切な期間を確保する」（「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」（平成24年3月、環境省総合環境政策局））こととされている。インターネットによる公表においては事業に対する理解促進等の観点から、書面による公表期間後も可能な限り掲載を継続することが望ましい。

【留意事項】

- ・報告書の公表状況については、関係都道府県等の広報紙等に掲載し、住民等が容易に把握できるようになることが望ましい。その際、報告書の公表状況だけでなく報告書の公表場所やその期間、報告書を参照できるウェブサイトのURL等の報告書の公表に関する概要について掲載することが望ましい。
- ・インターネットによる公表については、書面による供覧と比べ負担が軽いことから、少なくとも事業の継

続期間中は公表を継続することにより、広く一般に必要なときに活用可能とすることが望ましい。事後調査や環境保全措置等を報告書の公表の後も継続的に実施する場合は、環境の状況の変化を連続的にとらえ、環境保全措置等の効果を時系列的に把握する上で、報告書の継続的な公表が特に重要である。地方公共団体の中には、条例において長期間の公表を規定し、書面による公表期間終了後も事後調査報告書等のインターネット上の掲載を継続している事例もある（コラム 11 参照）。

- ・また、報告書を公表する際には、対象事業に関するこれまでの環境影響評価や環境保全措置等に係る取組の一連の経緯等が把握できることが重要であることから、評価書に記載された環境保全措置の検討結果や事後調査の計画等環境保全措置や事後調査に関する部分についても、報告書に記載又は併せて公表することが望ましい（コラム 12（p.39）参照）。
- ・このように継続的かつ一連の経緯等が把握可能となるよう配慮したうえで公表することにより、環境保全措置等に関する知見の蓄積が図られ、類似した事業特性や地域特性を有する事業の環境影響評価を実施する際に、これらの既存知見を活用し、より効果的な環境保全措置やより適切な調査等の手法の採用が可能となると期待される。
- ・報告書の公表にあたっては、希少な動植物等に係る環境保全措置や事後調査の結果等に関して、必要に応じ動植物等の種名や観察された場所等を特定できないよう適切な配慮を行うことが重要である。

コラム 11：地方公共団体のウェブサイトにおける事後調査報告書等の公表例

一部の地方公共団体においては、書面による公表期間終了後もインターネットにおいて事後調査報告書や評価書等の公表（掲載）が継続され、広く一般に活用可能な状態とされている。

以下に、対応の例を示す。

- ・長野県や大阪府等では、書面による公表期間終了後もインターネット上において事後調査報告書や評価書等の公表（掲載）が継続されている。特に大阪府においては、評価書や事後調査計画書、事後調査報告書にあっては、電子縦覧期間が原則として「最後の事後調査報告書の縦覧が終了するまで」とされており、長期間の公表が行われている。

公表例) 長野県のホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/tetsuzukichu/index.html>

大阪府のホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyochozen/assess/jigyou.html>

- ・また、長期間の公表を確保するにあたっては、一部の地方公共団体では、以下のように著作権に配慮しながら掲載されている。
 - －概要版や公表用に編集したもののみ公表している
 - －ホームページ上に利用上の留意事項として著作権に関する記載を表示している
 - －条例、要綱等において、環境影響評価図書の提出に際して、インターネット上への掲載に関する承諾書や同意書の提出を事業者に求める規定を設けている

多くの地方公共団体等においても、著作権に配慮しながら、長期間の環境影響評価図書の公表を進めていくことが望まれる。

コラム 12：評価書に記載した事後調査の項目、手法の概要を事後調査報告書に再掲している例

地方公共団体の条例に基づき作成された事後調査報告書においては、事後調査の項目、手法等の記載の前に、評価書等に記載された事後調査の計画(項目、手法、事後調査を行うこととした理由等)を記載(再掲)している場合がある。この場合、事後調査報告書において、評価書等に整理された事後調査の項目やその選定理由等を理解できる構成になっている。

また、事後調査の手法(調査地域・地点、調査期間・頻度、調査方法等)の詳細については、事後調査の項目、手法等について、調査の諸元が分かるように具体的に記載している。

表. 事後調査の項目（例）

事後調査の項目	影響要因の区分	選定	事後調査を行うこととした理由 または行わないこととした理由
水 象 (地下水の水位)	○○工事	○	* * * *によって予測の不確実性が生じることから選定した。
大気質 (粉じん等)	建設機械の稼働	×	予測手法は科学的知見に基づく手法であり、予測の不確実性は小さいと考えられること及び、周辺に及ぼす影響が小さいことから、選定しなかった。

表. 事後調査手法の概要（例）

事後調査 の項目	影響要因の 区分	調査項目	調査地域 ・ 地点	調査期間 ・ 頻度	調査方法
水 象 (地下水 の水位)	○○工事	地下水の水位	計画地周辺 ○地点	工事着手前 ～工事終了	観測井において 水位計測する。

2.5 報告書の作成・公表等に関するその他の留意事項

- 基本的事項において示されている必要に応じて実施することとされている項目や、その他関連する事項等、報告書の作成や公表の際に、一体的に対応することが適当と考えられる事項について、以下に解説及び留意事項等を整理した。

2.5.1 必要に応じて工事中又は供用後に環境保全措置の結果等を公表する場合について

○基本的事項（H26.6.27改）第6の1の(3)

第六 報告書作成指針に関する基本的事項

一 一般的な事項

- (3) 必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

【解説】

- 環境影響評価法及び基本的事項では、工事中に講じた環境保全措置や事後調査について工事が完了した段階で1回報告書を作成することを基本としている（「2.3.1 報告書の作成時期」（p.22）参照）。しかし、報告書の作成とは別に、必要に応じて、工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが想定される。事業者においては、住民等からの信頼性、透明性及び客観性の確保、環境影響評価における技術の向上等の観点から積極的に対応することが期待される。

【留意事項】

- 「工事中」に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例えば、以下ののような場合が考えられる。
 - －工事が長期にわたるなどの理由により、評価書が公告された後、工事完了後の報告書の公表まで長期間にわたり環境保全措置や事後調査の結果等の公表が行われない場合
 - －工期が段階的に分割されており、工事が終了した部分から順次供用が開始される場合
 - －工事中に、法令等で指定されている希少な動植物種等が確認され、新たに環境保全措置等が必要となった場合
- 「供用後」に環境保全措置や事後調査の結果等を公表することが必要となる場合としては、例えば、以下ののような場合が考えられる（コラム13（p.42）参照）。
 - －評価書に記載した事後調査の計画において、供用後まで事後調査の期間を設定している場合
 - －評価書への大臣意見等において、供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められている場合
 - －報告書に記載された事後調査の結果から、引き続き調査等を行う必要が認められた場合
 - －報告書の作成時点で効果が確認できていない環境保全措置がある場合
 - －報告書への大臣意見等において供用後の環境保全措置の効果の確認等が求められた場合
 - －報告書の作成以降に環境保全措置や事後調査の追加・変更を行う必要が生じた場合
- 工事中や供用後に環境保全措置や事後調査の結果等を公表する場合の公表時期や内容は、評価書に記載された予測結果と適切に比較可能となるよう留意する。例えば、予測結果と比較可能な環境保全措置の効果等の把握ができた時期や工事中や供用後の影響が最大になる時期等を考慮して行い、環境保全措置等の結果等の公表方法等は、報告書の公表等に準じることが基本となる。なお、環境保全

措置や事後調査の項目ごとにその効果や結果を把握できる時期が異なる場合は、評価書に記載された予測結果と適切な比較が可能となるよう留意した上で、把握できた効果等について、それぞれ適切な時期に個別に公表することが適当である。

- ・なお、報告書の作成又は環境保全措置の結果等の公表を複数回行う場合には、環境の状況の変化を時系列的に把握するため、それ以前に公表した内容も含めて整理することが望ましい。

コラム 13：評価書等に基づく事後調査の結果を供用後に継続して公表している事例

地方公共団体の条例に基づく環境影響評価書等の事後調査計画において、供用後まで事後調査の期間を設定しているため、供用後にも事後調査を行い、その結果を継続して公表している事例がある。

以下にその概要を示す。

■宮川流域下水道(宮川処理区)浄化センターの設置

三重県伊勢市にある宮川流域下水道(宮川処理区)では、浄化センターの建設予定地(事業者:三重県)に隣接する、汽水の水路内のヨシ群落(以下「既存生息地」という。)で、絶滅危惧種のヒヌマイトンボ(環境省レッドリスト2015:絶滅危惧 IB類)が確認された。

ヒヌマイトンボは、海水の入り込む汽水域に成立するヨシ群落を生息環境としており、このヨシ群落も、周辺からの塩分濃度の低い生活排水と海水の汽水域となっている。施設が完成すると生活排水が浄化センターで処理されてヨシ群落に供給されなくなるため、塩分濃度の上昇等により、ヒヌマイトンボの生息に適さなくなる可能性があった。そこで三重県では、この生息地を保全するとともに、周辺の耕作放棄地に新たな生息地(約2,000m²)を創出することとした。

代償措置として隣接する放棄水田にヨシの根茎を密植し、保全ゾーン(トンボゾーン)として整備した。ヒヌマイトンボの生息に適した汽水環境にするため、トンボゾーン及び既存生息地には、ポンプで汲み上げた海水と淡水(下水処理水)を混合して供給することとした。その後、県では湿地創出1年目の平成15年度以降、トンボの個体数等のモニタリングを継続しており、その結果を毎年度公表している。

代償措置の結果、ヨシ原は、代償措置の前の約500m²から2,110m²へと拡大した。また、100m²当たりのヒヌマイトンボの推定総個体数の年変化をみると、トンボゾーンでは創出1年目から5年目にかけて推定総個体数が増加し、その後は既存生息地と同程度で安定して推移している。これにより保全ゾーンは、ヒヌマイトンボの代償を成功させたと評価されている。

また、本事例は、三重県と地元の「自然史教育談話会」が共同で、生態学に基づく緻密な調査や保全活動の実施、工事担当者への教育セミナー一般向けの観察会の開催、広報パンフレットの作成等に取組むとともに、得られた知見や成果を積極的に学会や講演会で発表しており、事後調査結果の共有による理解の促進や、環境保全措置の効果に係る知見の蓄積という観点から、特筆に値する事例である。

このように、事後調査結果等について継続的に公表し、情報発信していくことは、関係者との円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築につながるだけでなく、事業者の取組に対する社会的な評価の向上にもつながることが期待される。

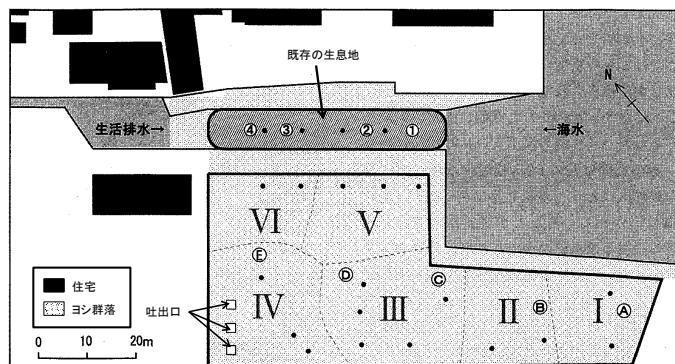


図1 ヒヌマイトンボの既存生息地(①～④)と創出した保全ゾーン(トンボゾーン)(I～VI)の位置

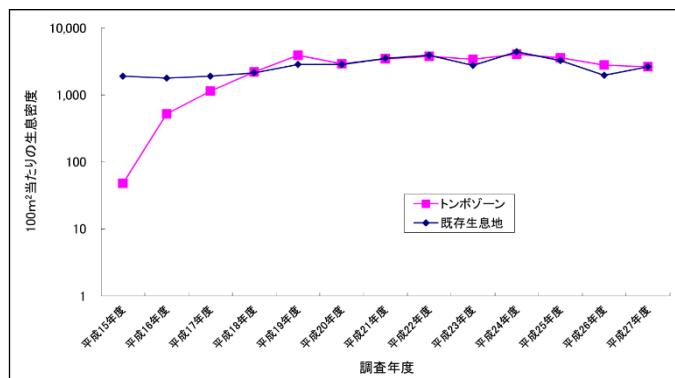


図2 既存生息地と保全ゾーン(トンボゾーン)での100m²当たりの総個体数の年変化

2.5.2 報告書と併せて公表することが考えられる環境監視の結果等の環境情報

- ・ 対象事業実施による環境影響やそれに伴う環境の変化を的確に把握するためには、環境影響評価法において規定されている環境保全措置や事後調査とともに、様々な環境情報を報告書と併せて公表することが考えられる。例えば、
 - －条例や他法令等に基づき収集・整理することが規定されている環境情報
 - －評価書において環境監視を実施すると整理した項目
 - －事業者が必要に応じて収集している環境情報等についても、環境保全措置の実効性の確保、住民からの信頼性、透明性及び客観性の確保等の観点から、一体的に把握し、適切な時期に積極的に順次公表していくことが考えられる。
- ・ 事後調査とは別に、環境監視が求められる場合としては、例えば以下のような場合が考えられる。
 - －事業実施区域の周辺に回復が困難であるため特に保全が必要であると認められる地域が存在している場合等、評価書において環境監視を計画している場合
 - －評価書において計画した事後調査の項目のほかにも事業の実施以降における環境の状況等の把握が必要な環境影響が想定される場合
 - －評価書に対する大臣意見等において環境監視の実施が求められている場合
- ・ 事業者がこのような情報を公表する場合は、以下のようない点に留意することが望ましい。
 - －環境監視の結果の公表は、工事の途中や供用後など異なる段階における環境影響や、事業実施区域及びその周辺の自然的・社会的状況の変化を踏まえ、必要に応じて、適切な時期に適切な方法で複数回行うこと。
 - －事業全体の包括的な理解の促進の観点から、公表の時期が一致する場合においては、報告書に盛り込むことも含め、できる限り報告書と一体的に公表すること。

コラム 14：環境監視の結果を公表している例

評価書に記載された環境監視の結果をホームページで公表している事例や、環境影響評価の結果等を踏まえて独自に策定した環境監視計画に基づき事業者及び関係地方公共団体の双方で環境監視の結果を公表している事例がある。以下に、公表の例を示す。

■石狩湾新港発電所（天然ガス火力）－評価書で記載した環境監視の結果を公表している例－

環境保全への取組として、評価書に記載した環境監視が行われ、その結果等が事業者のホームページで公表されている（平成 29 年 2 月現在、建設工事中）。

公表内容は、以下のとおりである。評価書の概要を参照できるように、環境影響評価書のあらましや、評価書に記載された環境監視計画も公表されている。環境監視結果は、年度ごとに公表されており、環境監視結果に基づく環境保全措置の効果の評価・検証結果も記載されている。

- ・環境影響評価書のあらまし

- ・環境監視計画

工事中：大気質、騒音、振動、水質、動物、産業廃棄物

運転開始後：大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、産業廃棄物

- ・環境監視結果

事例出典）北海道電力株式会社のホームページ

http://www.hepco.co.jp/energy/fire_power/ishikari_ps/env_impact_assessment.html

■関西国際空港－事業者及び関係地方公共団体の双方で環境監視の結果を公表している例－

新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社は、環境影響評価の結果等を踏まえ、独自に「関西国際空港の存在・運用に係る環境監視計画」（平成 19 年 3 月（平成 27 年 9 月改正））を策定し、その計画に基づき、環境監視を行い、その結果等をホームページ上で速報、月報及び年報の形式で公表している。なお、平成 28 年 4 月より関西国際空港の運営権が関西エアポート株式会社に継承され、環境監視の結果等は引き続き、同会社のホームページで公表している。公表内容は、以下のとおりである。

- ・関西空港の存在・供用に係る環境監視計画

- ・環境監視結果（速報）

項目：航空機騒音、大気質、水質、底質、海域生物、陸生動物

- ・環境監視結果報告書（騒音・大気・水質）月報、年報

また、関西国際空港の環境監視にあたっては、関係する地方公共団体の長で構成される関西国際空港環境監視機構が組織されている。この組織は、関西国際空港の建設・運用及び関連事業の実施によって地域住民の生活に支障が及ぶことがないよう、各事業の事業主体又は地方公共団体により行われた環境監視等のデータを収集・検討するとともに、必要に応じ調査等を行い、各事業主体等に対する対策の要請、勧告の措置等を行っている。

この機構では、事業者が実施した環境監視の結果の報告を受け、毎月ホームページで公表している。公表内容は、以下のとおりである。

- ・環境監視の流れ
- ・環境監視結果（月報、年報）

- ・監視結果の公開場所
- ・関西国際空港環境監視機構
- 等

事例出典）関西エアポート株式会社のホームページ－関西国際空港環境監視結果報告書（騒音・大気・水質）－

<http://www.kansai-airports.co.jp/efforts/environment/kix/monitoring/reports.html>

大阪府のホームページ－関西国際空港環境監視機構－

http://www.pref.osaka.lg.jp/kutai/kix_kanshi/kix_kanshi_kuko.html

2.5.3 条例における報告書に係る手続との関係

- 同一の事業について、環境影響評価法と環境影響評価に関する条例の両方で報告書の作成・公表に関する手續が求められている場合がある。法と条例の事後調査等に係る報告書の作成時期がおおむね一致している場合には、法と条例が必要とする記載内容を盛り込んだ報告書を一体的に作成することが考えられる。このような対応は、当該事業に係る包括的な理解の促進の観点から望ましく、事業者の負担軽減になる可能性がある。具体的な報告書の作成方法等については、一般に法より記載内容が広範な条例等の所管部局等と事前に調整しつつ、進められることが考えられる。

2.5.4 報告書の作成・公表の必要がない場合について

- 報告書に記載すべき環境保全措置等がない場合、報告書の作成・公表は行われない。このような場合は、国や関係都道府県・市町村、住民等は報告書が作成・公表されないことを把握することが困難である。このため、事業者は、信頼性確保の観点から、報告書の作成・公表を行わない旨を住民や関係行政機関等に情報提供することが重要である。
- なお、報告書の作成・公表を行わない旨を明らかにした場合であっても、環境保全措置の実施状況については住民等関係者の関心が高い事項であり、事業の信頼性を確保することにもつながることから、必要に応じて施設等の運用状況や環境保全措置の結果等について、情報提供を行うことが望ましい。

2.6 報告書の公表のみが義務付けられている事業に関する取扱い

- ・環境影響評価法における手続の中には、報告書の公表のみが規定されている事業がある。以下に、このような事業における解説及び留意事項を整理した。

【解説】

- ・発電所の設置等の事業における環境影響評価は、環境影響評価法と電気事業法に基づき行われることとされており、主務大臣及び環境大臣、関係地方公共団体への報告書送付の手続がない。
- ・これは、電気事業法第47条の工事計画の認可及び同法第48条の工事計画の届出において、評価書に記載されたとおりに工事を行うことが工事計画の認可等の条件となっている他、違反に対しては罰則規定があり、評価書に記載されたとおりに環境保全措置等が実施されることが担保されているためである。
- ・このため、発電所の設置等の事業においては、住民等への周知の観点から、報告書に係る公表に関する規定のみ適用されることとなっている。

【留意事項】

- ・事業に係る環境影響評価の信頼性確保等の観点からは報告書の内容が幅広く周知されることが重要であるため、事業者による報告書の作成・公表のみが規定されている事業においても、国や関係地方公共団体に報告書を提供するなどの取組を行うことが望ましい。

おわりに

環境影響評価法に基づく報告書手続は、事業実施前の段階で実施される環境影響評価の結果のうち不確実性が高い環境保全措置等について、事後調査の結果等を明らかにすることなどにより、環境保全措置等の実効性を確保し、補完していくものである。このような取組を、住民や関係行政機関等に公表していくことは、環境影響評価の信頼性を確保するだけでなく、事業に伴う環境影響の回避・低減等に対する事業者の取組や努力を法等で定められた公の手続に則り広く周知することにつながり、その結果、事業者と住民や関係行政機関等との信頼関係の構築・発展にも資するものと期待される。このような取組を積極的に行うことにより、事業者の環境配慮に対する取組や姿勢に関する住民等の理解が進み、今後の事業展開も含めた更なる社会的な合意形成が促進される効果も期待される。また、報告書等の積極的な作成・公表は、事業者のCSRに関する取組を社会的にアピールする上でも有効であり、先進的な環境保全措置等の取組に関する情報を公表することで、環境分野の取組に対する各種の受賞につながっている事例も存在する(コラム2(p.16)参照)。

さらに、実際に行った環境保全措置の効果や事後調査の結果等の中には、長期的な事後調査により、その効果が確認できた事例、当初見込んでいた環境保全の効果よりも大きな効果が得られた事例も少なくない。このような事例も含め、講じた環境保全措置の効果や事後調査の結果等が明らかになり知見が蓄積されることにより、類似した事業特性や地域特性を有する事業を行う際に、より効果的な環境保全措置や適切な調査・予測・評価手法の採用が可能になることも期待される。

このように、報告書等の作成・公表を積極的に行なうことは、対象事業に係る環境配慮の徹底と社会的な理解の促進において重要であることはもとより、よりよい環境影響評価の実現や、事業者の取組に対する社会的評価の向上などにもつながる。本書を活用して、このような環境影響評価法に基づく報告書手續が円滑かつ効果的に進んでいくことを期待する。

参考資料

【参考資料 1】主務省令に定められている影響要因の区分、環境要素の区分及び参考項目 (道路事業の場合)

- ・ 環境影響評価法の対象となっている事業のうち、一般的な手続が適用される事業で環境影響評価の実施件数が多い事業である道路事業の例を参考として示した。

【参考資料 2】環境影響評価法等における環境保全措置等の報告書に係る規定

- ・ 報告書の規定として環境影響評価法、施行規則、基本的事項の該当部分を整理した。
- ・ また、環境影響評価法の対象となっている事業のうち、参考として道路事業を例として、基本的事項と主務省令(道路事業の場合)の関係を整理した。

【参考資料 3】報告書の目次構成及び記載事項例

- ・ 環境影響評価法の対象事業を想定し、報告書の目次構成及び記載事項例を整理した。

【参考資料 4】条例における法対象事業に対する事後調査結果等の取扱い

- ・ 報告書手続に関しては、法対象事業に対しても条例で付加される手續があるため、各地方公共団体で付加されている手續の概要について整理した。

【参考資料 5】条例における環境保全措置等の報告書に係る制度の特徴

- ・ 条例は、それぞれの地域の環境に応じた制度となっており、事後調査の項目、期間、報告書の提出回数などで法よりも詳細な内容が定められているため、その内容を整理した。

【参考資料 6】環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方について

- ・ 「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月、環境省)に記載しているインターネットを利用して環境影響評価図書の公表する際の留意事項を整理した。

**【参考資料 1】主務省令に定められている影響要因の区分、環境要素の区分及び参考項目
(道路事業の場合)**

環境影響評価法の対象となる事業種ごとに、一般的な事業の内容を踏まえ、環境影響評価の対象となる項目を選定する際に参考となる参考項目が主務省令において示されている。

事業者は、参考項目を勘案しつつ、それぞれの事業特性や地域特性に応じて、環境影響評価の項目を選定していくこととなる。例えば、参考項目であっても、個別の事業における環境影響がない又はその程度が極めて小さいことが明らかな場合等は、その項目を選定しないことができる。

以下に、一般的な道路事業の内容を想定した場合の参考項目を示す。

影響要因の区分			工事							存在・供用			
環境要素の区分			細区分	稼働建設機械の運行による車両及び機材の運搬	資材の運搬	作物の除去	既存の工事	工事施工ヤードの設置	工事用道路	式道路の存在	式道路(地割表)	自動車の走行	休憩所の供
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素									○	
			浮遊粒子状物質									○	
			粉じん等	○	○								
		騒音	騒音	○	○							○	
	水環境	水質	振動	○	○							○	
			水の濁り									○	
	土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	水の汚れ									○	
			重要な地形及び地質					○		○			
		その他の環境要素	日照阻害								○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物		重要な種及び注目すべき生息地					○		○			
	植物		重要な種及び群落					○		○			
	生態系		地域を特徴づける生態系					○		○			
	人と自然との豊かな触れ合いの		景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○			
人と自然との豊かな触れ合いの活動の場			主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○			
環境への負荷	廃棄物等		建設工事に伴う副産物										
一般環境中の放射性物質	放射線の量		放射線の量	○*	○*	○*							

注)○印は、各欄に掲げる環境要因が、影響要素の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

【参考資料2】環境影響評価法等における環境保全措置等の報告書に係る規定

・環境影響評価法の規定

環境影響評価法（H26.6.4改）	環境影響評価法施行規則（H24.10.24改）
<p>（環境保全措置等の報告等）</p> <p>第三十八条の二</p> <p>第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者は）、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロ※に掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。）、同号ハ※に掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>※（準備書の作成）</p> <p>第十四条</p> <p>事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）</p> <p>ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置</p> <p>二（略）</p> <p>八～九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（環境保全の効果が不確実な措置等）</p> <p>第十九条の二</p> <p>法第三十八条の二第一項の環境省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置</p> <p>二 希少な動植物の保護のために必要な措置</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの</p>
<p>（報告書の送付及び公表）</p> <p>第三十八条の三</p> <p>前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成</p>	<p>（報告書の公表）</p> <p>第十九条の三</p> <p>報告書を公表する場所は、関係地域内におい</p>

環境影響評価法（H26. 6. 4 改）	環境影響評価法施行規則（H24. 10. 24 改）
<p>したときは、環境省令で定めるところにより、許認可等権者にこれを送付するとともに^{注2)}、これを公表しなければならない。</p> <p>2 許認可等権者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、報告書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣（以下「各省大臣等」という。） 環境大臣に当該報告書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長（以下「国の行政機関の地方支分部局の長等」という。） その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を経由して環境大臣に当該報告書の写しを送付して意見を求めること。</p>	<p>て、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般的な収集の便を考慮して定めるものとする。 (以下、略)</p> <p>2 報告書の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。 (以下、略)</p> <p>3 前二項に規定する方法による公表は、報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。</p>
<p>（環境大臣の意見）</p> <p>第三十八条の四</p> <p>環境大臣は、許認可等権者（各省大臣等又は国の行政機関の地方支分部局の長等の場合）から意見を求められた際、必要に応じ、政令で定める期間内^{注3)}に、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、国の行政機関の地方支分部局の長等に対する意見は、各省大臣等を経由して述べるものとする。</p>	<p>（学識経験を有する者からの意見聴取）</p> <p>第十九条の四</p> <p>環境大臣は、意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聞くことができる。</p>
<p>（許認可等権者の意見）</p> <p>第三十八条の五</p> <p>許認可等権者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内^{注4)}に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。</p>	

注 1) 斜体は、事務局にて、読みやすさの観点から文言を置き換えた部分等である（例：第 27 条の規定による公告→評価書の公告）。

注 2) 発電所については、電気事業法第 46 条の 21 に基づき、報告書の送付の規定が適用されない。

注 3) 政令で定める期間は、環境影響評価法施行令第 20 条で 45 日と定められている。

注 4) 政令で定める期間は、環境影響評価法施行令第 21 条で 90 日と定められている。

・基本的事項と主務省令（道路事業）の規定

基本的事項（H26.6.27改）	主務省令
	道路事業（H27.6.1改）注 ¹⁾
<p>第五 環境保全措置指針に関する基本的事項</p> <p>二 環境保全措置の検討に当たっての留意事項</p> <p>(6) 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性を検討するとともに、事後調査の項目及び手法の内容、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること。</p> <p>なお、事後調査を行う場合においては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>ア 事後調査の項目及び手法については、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき、事後調査の必要性、事後調査を行う項目の特性、地域特性等に応じて適切な内容とするとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定されるものとすること。</p> <p>イ 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない事後調査の手法が選定され、採用されること。</p>	<p>（事後調査）</p> <p>第三十二条</p> <p>事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象道路事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合</p> <p>四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合</p> <p>2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。</p> <p>二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。</p> <p>三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。</p> <p>四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。</p> <p>3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>一 事後調査を行うこととした理由</p> <p>二 事後調査の項目及び手法</p> <p>三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針</p>

基本的事項 (H26. 6. 27 改)	主務省令 道路事業 (H27. 6. 1 改) 注1)
<p>ウ 事後調査において、地方公共団体等が行う環境モニタリング等を活用する場合、当該対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれることが明らかである場合等においては、他の主体との協力又は他の主体への要請等の方法及び内容について明らかにできるようすること。</p> <p>エ 事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行うものとすること。</p>	<p>四 事後調査の結果の公表の方法</p> <p>五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容</p> <p>六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項</p> <p>4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。</p>
<p>第六 報告書作成指針に関する基本的事項</p> <p>一 一般的な事項</p> <p>(2) 報告書は、対象事業に係る工事が完了した段階で一回作成することを基本とし、この場合、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で、その結果を報告書に含めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 必要に応じて、工事中又は供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。</p>	<p>(報告書の作成時期等)</p> <p>第三十七条 法第二十七条（評価書）の公告を行った事業者は、対象道路事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。</p> <p>2 法第二十七条（評価書）の公告を行った事業者は、必要に応じて、対象道路事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。</p>
<p>二 報告書の記載事項</p> <p>(1) 報告書の記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在</p>	<p>(報告書の記載事項)</p> <p>第三十八条 法第二十七条（評価書）の公告を行った事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在</p>

基本的事項 (H26. 6. 27 改)	主務省令
	道路事業 (H27. 6. 1 改) ^{注1)}
<p>地)、対象事業の名称、種類及び規模、並びに 対象事業が実施された区域等、対象事業に関する 基礎的な情報</p> <p>イ 事後調査の項目、手法及び結果</p> <p>ウ 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程 度</p> <p>エ 専門家の助言を受けた場合はその内容等</p> <p>オ 報告書作成以降に事後調査や環境保全措置 を行う場合はその計画、及びその結果を公表する旨</p> <p>(2) 対象事業に係る工事中に事業主体が他の者 に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の 運営管理主体が異なる等の場合には他の主体 との協力又は他の主体への要請等の方法及び 内容を、報告書に記載するものとする。</p>	<p>地)、対象道路事業の名称、種類及び規模、対 象道路事業が実施された区域の位置その他の 対象道路事業に関する基礎的な情報</p> <p>二 環境保全措置 (第四号に掲げるものを除く。) の実施の内容、効果及びその不確実性の程度</p> <p>三 事後調査の項目、手法及び結果</p> <p>四 前号の措置により判明した環境の状況に応 じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及 びその不確実性の程度</p> <p>五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の 内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な 場合には、当該専門家の所属機関の種別</p> <p>六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査 を行う場合には、その実施の内容等又はその結 果等を公表する旨</p> <p>2 法第二十七条 (評価書) の公告を行った事業 者は、対象道路事業を他の者に引き継いだ場合 又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用 開始後の管理者が異なる場合等において、当該 者との協力又は当該者への要請等の方法及び 内容を、報告書に記載しなければならない。</p>

注 1) 対象事業が都市計画に定められる場合における読み替えて適用される主務省令の規定もあるが、本表では省略した。

注 2) 斜体は、事務局にて、読みやすさの観点から文言を置き換えた部分等である。

【参考資料3】報告書の目次構成及び記載事項例

報告書の構成は、事業種別の主務省令に定められている報告書の記載事項に掲げる順序に従い、作成する必要がある。

以下に、参考として、目次構成及び記載事項の概要を示す。

第1章 事業に関する基礎的な情報

1.1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所を記載する。なお、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載する。

1.2 対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域の位置

対象事業の名称、種類及び規模、対象事業が実施された区域等を記載する。

1.3 その他の対象事業に関する基礎的な情報

事後調査や環境保全措置の実施者の氏名等の基礎的な情報を記載する。また、事業計画の内容に変更があった場合は、その経緯、理由、変更された内容を記載する。

第2章 環境保全措置の実施内容、効果及び不確実性の程度

2.1 環境保全措置の実施内容

評価書に記載された環境保全措置のうち環境保全の効果が不確実な措置について、実施した場所、時期、方法を具体的に記載し、必要に応じて写真等を掲載して分かりやすく整理する。

2.2 環境保全措置の効果

事後調査の結果と環境影響評価の結果又は目標値との比較をすることで、実際に実施した環境保全措置により、環境影響が回避・低減された程度を記載する。また、報告書の作成時点で効果が判明していない場合には、効果の確認状況を記載する。

2.3 環境保全措置の不確実の程度

評価書に記載した環境保全措置の効果の見通しと実際に実施した環境保全措置の効果を比較する。

第3章 事後調査の項目、手法及び結果

3.1 事後調査の項目

評価書に記載した事後調査計画の内容に準じ、実際に実施した事後調査の項目を記載する。

3.2 事後調査の手法

評価書に記載した事後調査計画の内容に準じ、実際に実施した事後調査の項目ごとに、調査した情報、調査地域・地点、調査期間・頻度、調査手法等を具体的に記載する。

3.3 事後調査の結果

環境影響評価の結果と比較できるように整理する。なお、事後調査結果を整理する際は、環境影響評価の予測条件についても比較できるように整理する。

第4章 事後調査の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、及びその不確実性の程度

事後調査の結果に応じて講じた環境保全措置について、実施した場所、時期、方法を具体的に記載し、必要に応じて写真等を掲載して分かりやすく整理する。また、環境保全措置の効果の不確実性の程度を記載する。

第5章 専門家からの助言の内容

専門家の助言を受けた場合は、その内容及び専門家の専門分野を記載する。また、専門家の所属期間の属性(公的研究機関、大学等)についても記載するように努める。専門家の了解が得られている場合を除き、属性から個人が特定されないように配慮する。

第6章 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合の実施の内容等又はその結果等を公表する旨

報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合の計画は、評価書における環境保全措置や事後調査の計画の記載事項に準じ、記載する。結果を公表する旨は、公表の時期・頻度、方法等を記載する。

第7章 事業主体の変更

事業主体に変更があった場合(事業主体が他の者に引き継がれた場合、事業主体と供用後の運営管理主体が異なる場合等)には、他の主体との協力や要請事項の具体的な方法、内容を記載する。

第8章 その他一体的に報告書に記載・公表すべき事項

環境監視の結果や大臣意見・都道府県知事意見等によりその実施と公表が求められている事項等については、可能な限り報告書と一体的に取りまとめ、公表することが望ましい。

【参考資料 4】条例における法対象事業に対する事後調査結果等の取扱い

- ・ 地方公共団体においては、昭和 51 年に川崎市が「環境影響評価に関する条例」を制定したのをはじめ、環境影響評価の制度化が逐次図られてきており、現在 47 都道府県と 20 政令市(法施行令第 11 条で規定する政令で定める市。以下同じ。)の全てにおいて環境影響評価条例が制定・施行されている。平成 28 年 11 月末時点で、環境影響評価法等に基づく手続は合計 1,046 件実施されているのに対し、地方公共団体の条例等に基づく手續は合計 2,472 件実施(法等に基づく手續件数の約 2.4 倍)されており、法と条例が一体となって、環境影響評価が行われている状況となっている(表 3(p.参-12～参-13)参照)。
- ・ これらのすべての条例において、事後調査結果等の報告書に係る規定が定められており、このうち、52 の環境影響評価条例においては、法対象事業についても事後調査結果等の報告書の手續を行う旨を規定している(表 1、表 3(p.参-12～参-13)参照)。

表 1 条例における法対象事業に対する事後調査結果等の報告書に係る規定のまとめ

(平成 28 年 11 月末時点)

区 分	都道府県・ 政令市数
条例で事後調査結果等の報告書に係る規定があり、法対象事業にも適用	52
条例で事後調査結果等の報告書に係る規定はあるが、法対象事業には不適用	15
条例で事後調査結果等の報告書に係る規定なし	0
計	67

- ・これらの 52 の環境影響評価条例において、法対象事業に対して条例で付加される手続等は、以下のとおりである(表 2、表 4(p.参-14～参-15)参照)。
 - －52 の条例すべてにおいて、事後調査結果等を報告書として提出を求める手続を定めている。
 - －提出された事後調査報告書に対する手続として、52 団体すべてにおいて知事(市長)意見の提出や措置要求を定めているとともに、12 団体において報告書の提出後に住民意見の提出を定めている。
 - －事後調査計画書の手続等を定めている地方公共団体は 19 団体ある。これは、準備書、評価書で事後調査の内容を明らかにするとともに、事後調査計画書の提出を求ることにより、より具体的な計画を立案し、正確かつ適切な事後調査の実施を確保しようとするものである。
 - －事後調査計画書の段階において、知事(市長)意見の提出を定めている地方公共団体は 6 団体あるが、住民意見の提出を定めている地方公共団体はない。

**表 2 法対象事業に対して条例で付加される手続等のまとめ
(平成 28 年 11 月末時点)**

区分		都道府県・政令市数
事後調査計画書の手続等	事後調査計画書の提出	19
	事後調査計画書の公告(公表)・縦覧	16
	事後調査計画書の知事(市長)意見	6
	事後調査計画書の住民意見	0
事後調査報告書の手続等	事後調査報告書の提出	52
	事後調査報告書の公告(公表)・縦覧	49
	事後調査報告書の審査会等への諮問	42
	事後調査報告書の知事(市長)意見、措置要求	51
	事後調査報告書の住民意見	12
	事後調査報告書の住民意見の事業者見解	6
	供用後の事後調査に係る記載有り	51
	提出回数についての記載の有り	13

表3 条例における法対象事業に対する事後調査結果等の報告書に係る規定の詳細

(平成28年11月末時点)

No.	都道府県 政令市	環境影響評価条例名 *()内は最終改正年月	事後調査結果等の 報告書に係る規定	対象事業件数 ^{注)}	
				法等	条例等
1	北海道	北海道環境影響評価条例(H28.3)	◇	87	84
2	青森県	青森県環境影響評価条例(H27.10)	◇	45	34
3	岩手県	岩手県環境影響評価条例(H26.3)	◇	36	31
4	宮城県	宮城県環境影響評価条例(H24.12)	◇	12	19
5	秋田県	秋田県環境影響評価条例(H27.3)	◎	49	4
6	山形県	山形県環境影響評価条例(H27.3)	◇	29	10
7	福島県	福島県環境影響評価条例(H24.12)	◎	44	45
8	東京都	東京都環境影響評価条例(H25.3)	◎	14	333
9	神奈川県	神奈川県環境影響評価条例(H26.3)	◎	19	90
10	千葉県	千葉県環境影響評価条例(H25.3)	◎	31	99
11	埼玉県	埼玉県環境影響評価条例(H27.10)	◎	19	110
12	茨城県	茨城県環境影響評価条例(H24.10)	◎	31	10
13	栃木県	栃木県環境影響評価条例(H25.10)	◎	17	21
14	群馬県	群馬県環境影響評価条例(H25.3)	◎	15	16
15	山梨県	山梨県環境影響評価条例(H26.3)	◎	11	9
16	新潟県	新潟県環境影響評価条例(H27.3)	◎	7	60
17	長野県	長野県環境影響評価条例(H27.10)	◎	18	37
18	富山県	富山県環境影響評価条例(H20.9)	◎	7	5
19	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例(H24.3)	◎	11	7
20	福井県	福井県環境影響評価条例(H24.12)	◎	14	5
21	愛知県	愛知県環境影響評価条例(H24.7)	◎	47	25
22	岐阜県	岐阜県環境影響評価条例(H24.12)	◎	24	24
23	静岡県	静岡県環境影響評価条例(H27.12)	◎	9	32
24	三重県	三重県環境影響評価条例(H28.3)	◎	15	128
25	大阪府	大阪府環境影響評価条例(H25.3)	◎	23	49
26	兵庫県	環境影響評価に関する条例(H27.6)	◎	16	15
27	京都府	京都府環境影響評価条例(H25.12)	◎	2	3
28	滋賀県	滋賀県環境影響評価条例(H25.3)	◎	4	75
29	奈良県	奈良県環境影響評価条例(H25.10)	◎	5	6
30	和歌山県	和歌山県環境影響評価条例(H24.12)	◎	11	4
31	鳥取県	鳥取県環境影響評価条例(H27.3)	◇	9	8
32	島根県	島根県環境影響評価条例(H24.10)	◎	21	10
33	岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例(H20.9)	◎	15	118
34	広島県	広島県環境影響評価に関する条例(H24.12)	◎	17	43
35	山口県	山口県環境影響評価条例(H25.3)	◎	20	32
36	徳島県	徳島県環境影響評価条例(H27.3)	◎	10	2
37	香川県	香川県環境影響評価条例(H25.3)	◇	6	19
38	愛媛県	愛媛県環境影響評価条例(H24.10)	◇	25	10
39	高知県	高知県環境影響評価条例(H25.12)	◎	13	10
40	福岡県	福岡県環境影響評価条例(H25.3)	◎	38	5
41	佐賀県	佐賀県環境影響評価条例(H28.3)	◎	19	3
42	長崎県	長崎県環境影響評価条例(H27.10)	◎	9	64
43	熊本県	熊本県環境影響評価条例(H26.12)	◎	16	19
44	大分県	大分県環境影響評価条例(H25.3)	◇	16	19
45	宮崎県	宮崎県環境影響評価条例(H26.7)	◎	15	4
46	鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例(H25.3)	◇	18	14
47	沖縄県	沖縄県環境影響評価条例(H25.3)	◎	17	53

No.	都道府県 政令市	環境影響評価条例名 *()内は最終改正年月	事後調査結果等の 報告書に係る規定	対象事業件数 ^{注)}	
				法等	条例等
48	札幌市	札幌市環境影響評価条例(H25.6)	◇	6	6
49	仙台市	仙台市環境影響評価条例(H24.12)	◎	5	21
50	さいたま市	さいたま市環境影響評価条例(H27.10)	◎	0	7
51	千葉市	千葉市環境影響評価条例(H26.3)	◎	7	8
52	横浜市	横浜市環境影響評価条例(H24.12)	◎	16	75
53	川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例(H24.12)	◎	7	296
54	相模原市	相模原市環境影響評価条例(H26.12)	◎	1	1
55	新潟市	新潟市環境影響評価条例(H25.3)	◎	4	0
56	静岡市	静岡市環境影響評価条例(H27.3)	◎	4	0
57	浜松市	浜松市環境影響評価条例(H28.3)	◎	0	0
58	名古屋市	名古屋市環境影響評価条例(H24.10)	◎	3	57
59	京都市	京都市環境影響評価等に関する条例(H25.1)	◎	6	10
60	吹田市	吹田市環境まちづくり影響評価条例(H24.4)	◇	0	7
61	大阪市	大阪市環境影響評価条例(H24.2)	◇	3	21
62	堺市	堺市環境影響評価条例(H24.9)	◇	4	5
63	神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例(H25.4)	◎	5	77
64	尼崎市	尼崎市環境影響評価等に関する条例(H25.3)	◇	0	15
65	広島市	広島市環境影響評価条例(H27.3)	◎	5	13
66	北九州市	北九州市環境影響評価条例(H25.6)	◎	4	20
67	福岡市	福岡市環境影響評価条例(H25.7)	◎	10	10
合 計				1,046	2,472

凡 例

◎: 条例で事後調査結果等の報告書に係る規定があり、法対象事業にも適用

◇: 条例で事後調査結果等の報告書に係る規定はあるが、法対象事業には不適用

注) 対象事業件数は、各地方公共団体のホームページ又は各地方公共団体へのヒアリングより確認した。なお、地方公共団体のホームページ等で確認できなかった場合は、環境影響評価情報支援ネットワークから件数を確認した。ここでは、事後調査結果等の報告書の提出有無に限らず、各地方公共団体において、環境影響評価の対象となったすべての件数を示した。

法等の対象事業件数には、法施行以前の閣議決定要綱等に基づき手続きが行われた件数を含む場合がある。

条例等の対象事業件数には、条例施行以前に地方公共団体で定めていた要綱等に基づき手続きが行われた件数、自主的に環境影響評価手続を行った件数等を含む場合がある。

対象事業件数には、手続き中、手続き完了の案件のほか、手続き途中で廃止、中止、対象外になった案件等も含む場合がある。

表4 法対象事業に対して付加される手続等を設けている条例の詳細（平成28年11月末時点）

No.	都道府県 政令市	法対象事業に対して条例で付加される手続等											供用後の 事後調査 も対象	提出回数		
		事後調査計画書 (評価書とは別に作成・提出するものに限る)				事後調査報告書										
		知事(市 長)へ提出	公告・縦覧等に 係る規定	知事(市長) 意見	住民 意見	知事(市長) へ提出	公告・縦覧等に 係る規定		審査会等 への諮問	知事(市長) 意見等	住民 意見	住民意見の 事業者見解				
			有				有	期 間								
5	秋田県					○	○		○	○			○			
7	福島県					○	○	1月間		○			○			
8	東京都	○	○			○	○		○	○			○	○		
9	神奈川県					○	○		○	○			○			
10	千葉県					○	○	15日間		○			○	○		
11	埼玉県					○	○	1月間	◎	○	○	○	○			
12	茨城県					○	○		○	○			○			
13	栃木県					○	○	1月間	○	○			○	○		
14	群馬県					○	○	1月間	○	○			○			
15	山梨県					○	○	1月間	○	◎	○	○	○	○		
16	新潟県					○	○		○	○			○	○		
17	長野県	○	○	○		○	○	1月間	◎	○	○		○	○		
18	富山県					○	○		○	○			○	○		
19	石川県	○				○			○	○			○			
20	福井県	○				○	○		○	○			○			
21	愛知県					○	○	1月間	○	○			○			
22	岐阜県					○	○	30日間	○	○			○	◎		
23	静岡県	○	○	○		○	○		○	○	○		○			
24	三重県					○	○	45日間	○	○			○			
25	大阪府	○	○	3年		○	○	3年	○	○			○			
26	兵庫県					○	○	30日間		○			○	○		
27	京都府					○	○	1月間		○			○			
28	滋賀県					○	○	1月間		○			○			
29	奈良県					○	○	1月間		○			○			
30	和歌山県	○	○			○	○		○	○			○			
32	島根県					○	○	1月間		○			○			
33	岡山県					○			○	○			○	○		
34	広島県					○	○			○			○	○		

No.	都道府県 政令市	法対象事業に対して条例で付加される手続等												供用後の 事後調査 も対象	提出回数	
		事後調査計画書 (評価書とは別に作成・提出するものに限る)				事後調査報告書										
		知事(市 長)へ提出	公告・縦覧等に 係る規定 有 期 間	知事(市長) 意見	住民 意見	知事(市長) ～提出	公告・縦覧等に 係る規定 有 期 間	審査会等 への諮問	知事(市長) 意見等	住民 意見	住民意見の 事業者見解					
35	山口県					○	○	1月間	○	○				○		
36	徳島県					○	○	1月間	○	○	○	○	○	○		
39	高知県					○	○	1月間	○	○				○		
40	福岡県					○	○		○	○				○		
41	佐賀県					○	○	1月間	○	○				○		
42	長崎県	○				○	○		○	○				○		
43	熊本県					○	○	1月間	○	○				○		
45	宮崎県	○				○	○		○	○				○		
47	沖縄県					○	○	30日間	○	○				○		
49	仙台市	○	○	1月間	○	○	○	1月間			○			○		
50	さいたま市					○	○	1月間	○	○	○	○	○	○		
51	千葉市					○	○	15日間	○	○				○		
52	横浜市	○	○			○	○		○	○				○		
53	川崎市					○	○	15日間	○	○	○			○		
54	相模原市	○	○			○	○		◎	○				○		
55	新潟市					○	○		○	○	○			○		
56	静岡市	○	○	30日間	○	○	○	30日間	○	○	○	○	○	○		
57	浜松市	○	○		○	○	○	30日間	○	○	○	○	○	○		
58	名古屋市	○	○	15日間		○	○	15日間	○	○				○	○	
59	京都市	○	○	1月間		○	○	1月間						○		
63	神戸市	○	○			○	○	2週間	○	○				○		
65	広島市	○	○	2週間		○	○	2週間	○	○	○			○	○	
66	北九州市	○	○			○	○		○	○				○		
67	福岡市					○			○	○						
導入数(策定中も含む)		19	16	6	5	0	52	49	33	42	51	12	6	51	13	

注 1)審査会等への諮問:◎:必須 ○:必要があると認めるとき

注 2)知事(市長)意見等:◎:必須 ○:必要があると認めるとき

注 3)提出回数の区分:◎:毎年提出等 ○:工事中と供用後に適宜提出

【参考資料 5】条例における事後調査報告書¹に係る制度

1. 調査結果の概要

- ・調査対象は47都道府県及び20政令市とした(調査対象は、別紙参照)。
- ・調査結果の概要を表1に示す。
- ・いずれの項目も、趣旨は概ね国の環境影響評価制度と同じであった。
- ・一方、事後調査の「項目」、「期間」、「事後調査報告書等の公表等の時期」などでは、より詳細な内容を定めている地方公共団体がみられた。

表1(1) 調査結果の概要

調査項目	都道府県・政令市の条例等における記載
①事後調査の目的及び定義等	<p>○事後調査の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例における趣旨は概ね同じであり、「予測評価や保全措置の効果の不確実性等に対応した追加の保全措置を適切に講ずること」、「適切な環境保全措置を講じること」等としている。 ・また、一部の地方公共団体(群馬県、仙台市、千葉市、川崎市)では、「事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、知事(市長)による適切な指導及び今後の予測評価技術等の向上に資すること」も目的としている。 <p>○事後調査の定義等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例における趣旨は概ね同じであり、事後調査は「予測の不確実性の大きい場合」、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」、「工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」、「代償措置を講ずる場合」等において、「工事中及び供用後の環境の状況を把握するための調査」と位置づけている。
②事後調査の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度と同様、大部分の地方公共団体では、「予測及び評価結果の不確実性の程度が大きい項目」、「環境保全措置の効果に係る知見が不十分な項目」、「その他環境の状態や環境への負荷の状況を把握する必要がある項目」を選定している。 ・一部の地方公共団体(東京都等)では、「予測評価結果の検証の観点から、環境影響評価書に記載した全ての項目を事後調査の対象」としている。
③事後調査の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・条例における趣旨は同じであり、「事後調査を行う项目的特性、事業特性、地域特性に応じた適切な手法の選定」、「事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能なように設定」、「できる限り環境影響の少ない調査手法の選定」としている。 ・一部の地方公共団体(神奈川県、長野県等)では、技術指針の各論等で、現況調査とは別に、環境要素ごとに具体的な事後調査の方法を定めている。 ・必要に応じ専門家の助言を受けることを定めている地方公共団体は秋田県、愛知県、札幌市等である。
④事後調査の実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中については、「予測対象時期」(埼玉県等)、「影響が最大となる時期」(北海道等)、「環境影響評価結果との比較検討ができる期間」(栃木県等)としている条例が多い。 ・供用後については、「予測対象時期」(埼玉県等)、「事業活動が定常の状況に達する時点」(北海道等)、「環境影響の程度が定常状態になる時期」(宮城県等)、「環境影響評価の結果との比較検討ができる期間」(栃木県等)としている条例が多い。また、「供用開始から予測対象時期までに長期間を要する場合には、(略)供用直後等、予測時期までの途中年の調査を実施することも考えられる」(宮城県)、「環境への影響が及ぶまで長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあっては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行う」(埼玉県等)としている条例もある。 ・目安となる期間が具体的に記載されている場合もある。例えば、長野県では、技術指針マニュアルで、「環境要素ごとに目安となる具体的な期間」を示している。

¹ 法における『環境保全措置等の報告書』に相当するものであるが、条例においては『事後調査報告書』という名称が一般的である。

表1(2) 調査結果の概要

調査項目	都道府県・政令市の条例等における記載
⑤事後調査報告書の公示の時期等	<ul style="list-style-type: none"> 概ね、「工事中と供用後等複数回報告書を提出する場合」(北海道等)、や「工事完了後のみ報告書を作成する場合」(茨城県等)、また「毎年事後報告を行う場合」(新潟県等)がある。 事後調査の状況により、段階的に報告することを定めている地方公共団体(福岡市)がある。

2. 項目ごとの調査結果

- 調査を行った項目ごとに、代表的な条例における規定や技術指針等による記載を元に、以下のように整理した。

① 事後調査の目的及び定義

事後調査の定義や目的について、それぞれの地方公共団体の条例や技術指針等における記載を、以下のようにまとめた。

【条例等における具体的な記載内容】

○事後調査の目的

- 事業者自らが予測評価後の検証を行うことにより、予測評価や保全措置の効果の不確実性等に対応した追加の保全措置を適切に講ずるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、知事(市長)による適切な指導及び今後の予測評価技術等の向上に資することを目的とする。(群馬県、仙台市、千葉市、川崎市)
- 事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について保全対策を講ずることとする場合、効果に係る知見が不十分な保全対策を講ずることとする場合又は工事中若しくは供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合において、予測及び評価の検証を行うことにより、適切な保全対策を講ずることを目的とする。(長野県)
- 事業者が、環境影響評価の不確実性を踏まえ、事業の実施に係る環境の状況等について調査を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を適切に講ずることで、環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施に資することを目的とする。(福岡市)
- 対象事業等の実施が環境に及ぼす影響について、予測手法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、評価書に記載している予測内容、環境の保全のための措置の履行状況を確認することを目的とする。(神戸市、尼崎市)
- 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について保全対策を講ずることとする場合、効果に係る知見が不十分な保全対策を講ずることとする場合又は工事中若しくは供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合において、予測及び評価の検証を行うことにより、適切な保全対策を講ずることを目的とする。(栃木県、長野県)

○事後調査の定義等

- 環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のために行う調査。(北海道、沖縄県、札幌市、福岡市)
- 次に掲げる事項(基本的事項 第五二(6)の記載にはほぼ同じ。)に該当すると認められる場合*において

て、環境影響が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査。(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、鹿児島県)

※基本的事項 第五二(6)に掲げる事項のほかに、地方公共団体の特色等に応じて以下の場合を掲げている場合もある。

- ・環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合(青森県)
- ・予測の結果が国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって定められた基準値又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合(青森県)
- ・環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・工事の実施中及び完了後に当該対象事業が環境に及ぼす影響について調査することをいう。
(東京都、千葉県、山梨県、福井県、静岡県、三重県、兵庫県、徳島県、愛媛県、熊本県、大分県、さいたま市、川崎市、浜松市、京都市、広島市)
- ・工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。
(神奈川県、埼玉県、栃木県、大阪府、香川県、佐賀県、宮崎県、仙台市、新潟市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、北九州市)
- ・事業に係る工事の施工中又は完了後において、環境影響評価の結果を確認するため又は環境の変化に対応するために環境影響について調査すること及びその調査の結果に応じて環境の保全のために必要な措置を講ずることをいう。(群馬県、千葉市)・予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状態を把握するための調査
(富山県、石川県、岐阜県、奈良県、高知県、長崎県)
- ・対象事業の実施以後において、将来判明すべき環境の状況を把握するための調査を行い、及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全の措置を講ずることをいう。(岡山県)

② 事後調査の項目

事後調査の対象となる項目について、それぞれの地方公共団体の技術指針における記載を、以下のようにまとめた。

【条例等における記載内容】

○環境影響評価の選定項目から事後調査の対象となる項目を選定する場合の考え方

- ・次のいずれか(基本的事項 第五 二(6)の記載にほぼ同じ。)に該当する場合^{*}において、事後調査を行うこと。
(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、茨城県、群馬県、栃木県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、川崎市、相模原市、広島市、福岡市)

※基本的事項 第五 二(6)に掲げる場合のほかに、地方公共団体の特色等に応じて、以下の場合を掲げている場合もある。

- ・将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれる場合(神奈川県)
- ・環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合
(青森県、三重県、徳島県、川崎市、相模原市)
- ・予測の結果が国、県又は市町村による環境の保全の観点からの施策によって定められた基準値又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合(青森県)
- ・環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合。環境に及ぼす影響の程度が大きい場合。
(群馬県、三重県、徳島県、川崎市、相模原市)
- ・その他、予測結果の検証等が必要と考えられる場合(群馬県、三重県、福岡市)
- ・その他環境の状態や環境への負荷の状況を把握する必要がある場合(栃木県)
- ・環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合(新潟県、愛知県)
- ・事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、茨城県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、新潟市、広島市、北九州市)
- ・環境影響評価を行った項目の中から環境管理^{*}の項目として、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。(岡山県)
*岡山県では、他の地方公共団体で用いている「事後調査」という同義で、「環境管理」という用語を用いている。
- ・事業の種類・規模、影響の程度、地域の特性、予測の精度、環境保全対策の実効性等を踏まえて、予測した項目の中から選定すること。(大阪府、大阪市、堺市、吹田市)
- ・事後調査項目は、(1)施設調査:対象事業等の工事、存在、供用の区分毎に、対象事業等の実施に伴う施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況等を調査するものとする。 (2)環境調査:予測及び評価結果を考慮して、評価項目のうちから、必要なものを選定する。(京都市)

- 原則として、予測の不確実性が高いと考えられる環境影響評価項目として評価書に記載したものとする。
(横浜市)
- 予測及び評価を行った環境要素のうち特に事後監視調査*が必要と考えられるもの及び「影響が考えられる」とした環境要素のうち予測及び評価を行わなかつたもので、特に事後監視調査が必要と考えられるもの(兵庫県)
*兵庫県では、他の地方公共団体で用いている「事後調査」という同義で、「事後監視調査」という用語を用いている。
- 事後調査を行う項目は、予測及び評価の結果に基づき、環境影響評価の項目のうちから選定する。この場合、調査結果の解析に必要な範囲内で、気象や水象等の状況、施設の稼働状況、環境保全措置の実施状況等について併せて調査を行う。(名古屋市)

○環境影響評価書に記載したすべての項目が事後調査の対象となる場合

- 調査項目は、環境影響評価書に記載した環境影響評価の項目とする。(東京都)
- 事後調査の項目は、原則としてすべての選定項目とする。(仙台市、千葉市)
- 事後調査項目は、すべての選定項目とする。ただし、予測の精度が高く、かつ、環境影響が軽微であると認められる選定項目については、事後調査項目から除外することができる。
(埼玉県、静岡県、香川県、さいたま市)
- 予測を行った選定項目については、予測の妥当性を検証するため、対象事業に係る工事等の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において事後調査を行うものとする。ただし、予測の結果、環境影響の程度が小さいことが明らかな項目については、事後調査を行わないことができる。
(静岡県、静岡市、浜松市)
- 環境影響評価の予測及び評価の項目について行うものとする。ただし、当該項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合にあっては、当該項目の削除を行うことができる。(愛媛県)
- 事後調査項目は、(1)環境調査:原則として予測・評価を行った環境要素とする。なお、予測・評価を行った環境要素から除外する場合には、その理由を事後調査計画書に記載する。 (2)施設調査:原則として環境調査項目に関連する施設等の稼働状況、環境保全措置の履行状況等とする。(神戸市)
- 原則として予測を行う項目とする。なお、これらの項目のうち事後調査を行わないものについては、その理由を明らかにする。(尼崎市)

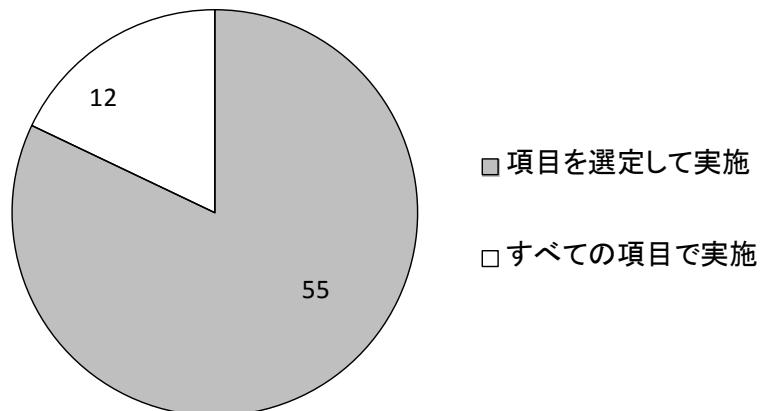


図1 47都道府県・20政令市における事後調査の「項目」に関する記載区分

③ 事後調査の方法

事後調査の方法を選定する際の考え方について、それぞれの地方公共団体の技術指針等における記載を、以下のようにまとめた。

【条例等における記載内容】

○事後調査の方法を選定する際の考え方

- ・ 次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - －事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定する。
 - －事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにする。
 - －できる限り環境影響が小さい手法を選定する。
- (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、京都市、広島市、北九州市)
- ・ 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。(秋田県、長野県、愛知県、京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、熊本県、沖縄県、新潟市)
- ・ 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとし、この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすること。(長野県、札幌市)
- ・ 対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる方法を選定するものとする。(吹田市)
- ・ 原則として、予測及び評価を行った手法とする。(尼崎市)
- ・ 現地調査又は既存資料の整理・解析による調査方法は、評価書の作成に当たって用いた方法とする。ただし、評価書の作成に当たって用いた方法によることが困難な場合は、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。(東京都、横浜市、相模原市、名古屋市)
- ・ 現況調査方法又はこれと同等以上の結果が得られる方法とする。(兵庫県)
- ・ 事後調査の方法は、現地調査によることとし、環境影響評価に用いた調査方法に準ずるものとする。ただし、調査等の結果により簡略化することが適當であると認められるものについては、当該方法より簡略化された方法を選定することができる。
(埼玉県、群馬県、香川県、長崎県、仙台市、さいたま市、川崎市、千葉市、福岡市)
- ・ 現況調査に用いた方法を基本とする。ただし、地方公共団体が行う調査で必要とする情報が得られると考えられる場合には、その調査のデータを整理・解析することで事後調査に代えることができる。(大阪府)
- ・ 現況調査に用いた方法を基本とする。なお、一般環境中での影響の把握が困難な場合は、他の適切な方法を用いて予測結果の検証等を行うこと。また、大阪市等が行う調査で必要とする情報が得られると考えられる場合は、その調査結果を整理・解析することで事後調査に代えることができる。(大阪市)
- ・ 工事、存在、供用の各段階における環境への影響を把握するため、事業実施区域及びその周囲の状況を原則として現地調査により把握する。(神戸市)
- ・ 事後調査の実施等に当たっては、以下の点に留意する。
 - －公定法がある環境要素に係る調査項目は、当該公定法を踏まえ、適切な調査の手法を選定する。
 - －最新の科学的知見を反映した手法を選定する。
- (京都市)
- ・ (技術指針の各論や別途マニュアル等において)環境要素ごとに具体的な方法を記載
(青森県、秋田県、神奈川県、長野県、愛媛県、川崎市、相模原市、浜松市など)

④ 事後調査の実施時期等

事後調査の実施時期及び実施期間等に関して、それぞれの地方公共団体の技術指針等における記載を、以下のようにまとめた。

【条例等における記載内容】

○事後調査の実施時期等の考え方

- ・工事の施行中の環境への影響が最大となる時点、工事完了後の事業活動が定常の状況に達する時点等を勘案して定めること。(北海道、高知県)
- ・予測時期が含まれる期間において調査を実施することを基本とする。工事中の調査は、予測地域等での影響が最大となる時期、供用時の調査は、環境影響の程度が定常状態になる時期に調査を実施する。ただし、供用開始から予測及び評価の対象時期までに長期間を要する場合には、予測の前提条件としての施設の状態が整った供用直後等、予測時期までの途中年の調査を実施することも考えられる。
(宮城県)
- ・事業計画を踏まえて予測の対象とする時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。
(神奈川県、富山県、京都府)
- ・事後調査の時期、期間及び時間帯は、原則として予測対象時期等とする。ただし、環境への影響が及ぶまでに長期間を要する場合、環境影響の程度が経時的に変動することが想定される場合等にあっては、必要に応じ一定期間の継続的監視調査を行うものとする。また、対象事業が社会情勢や経済状況等により遅れる場合には、中間的な時期にも調査を実施するものとする。
(埼玉県、群馬県、長崎県、仙台市、さいたま市、千葉市、福岡市)
- ・事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等とするが、必要に応じてその他の期間等の状況も把握する。(栃木県、長野県)
- ・事後調査は、環境影響評価の結果との比較検討ができる期間等とする。(岐阜県、沖縄県)
- ・事後調査は、原則として予測時点に実施する。なお、供用後の予測時点が、工事完了後相当程度年数を経た時点に設定されている場合には、予測時点に加えて適切な時期に調査時点を設定する。
(長野県、名古屋市)
- ・調査項目に関し、工事、存在、活動のそれぞれにおける影響が最大になると予想される時期。
(石川県、三重県)
- ・事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討ができる適かつ効果的な地域又は地点において、適かつ効果的な期間(事業活動が定常状態となるまでの期間、環境保全措置の効果が確認できるまでの期間等)、時期又は時間帯について調査を実施する。(岡山県)
- ・原則として、予測対象時期に準じて設定する。(香川県)
- ・評価書に記載した予測時期とするが、施工計画や供用後の施設の稼働状況によっては、環境への負荷が最大となる時期とする。(横浜市)
- ・環境影響評価の予測時期等を原則とし、工事中における事後調査については、工種・工期を考慮し、適切な時期を調査時点とする。(浜松市)
- ・工事の実施中及び存在・供用段階で実施するものとする。工事に係る項目については工事計画を考慮し工事の最盛期等の環境への影響が最大となる時期とする。存在及び供用に係る項目については、対象事業等の計画目標時期を基本とし、計画目標時期までに相当期間がある場合には、供用開始後、又は

供用開始後の稼働状況が安定した時期にも調査を実施するものとする。(京都市)

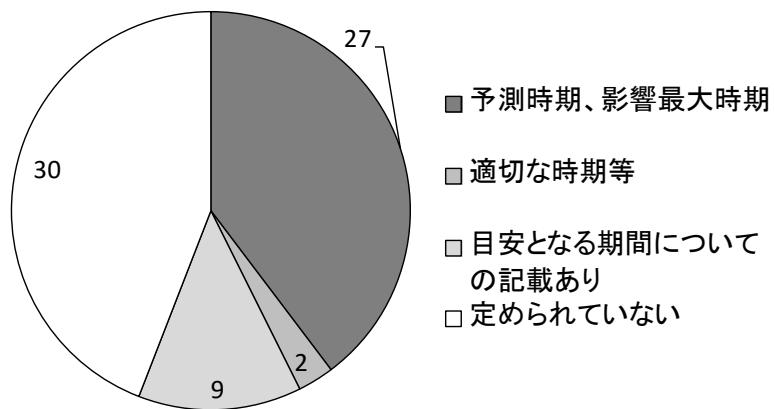
- ・対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる期間・時期を設定するものとする。(吹田市)
- ・工事、存在、供用の各段階における環境への影響を確認できる期間及び頻度とする。工事中については、原則として工事の影響が最大となる時期とし、工事期間が長期に渡る場合及び周辺環境に特に配慮を要する場合には、必要に応じて定期的な調査についても検討する。供用時については、原則として予測・評価を行った時期とする。なお、当該時期以前であっても予測の前提条件を満たしていると判断される場合には、予測・評価を行った時期とみなすことができる。(神戸市、尼崎市)
- ・動物、植物、生態系に関する調査については、季節による出現形態の差異や出現量の変動が生じるため、対象とする生物種の生活史や種間関係等の生態的な特性も踏まえた上で適切な時期を設定する。(宮城県)
- ・長期的に環境影響を把握する必要があると考えられる項目については、当該項目の特性を考慮して適切な調査期間を定めること。(三重県)
- ・事後調査の期間及び頻度は、予測の不確実性の程度等を考慮して、適切な期間及び頻度を設定するものとする。特に、施設の供用時で、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これを適切に把握し得る調査期間を確保するものとする。(香川県)
- ・事後調査を行う期間は、原則として供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまでとする。(沖縄県)
- ・環境配慮施設(学校、病院、住宅)や環境の変化に敏感な動植物の生息地が近接している場合には、調査結果が速やかに検証されるよう、調査を行いつつ工事を実施するなど、調査期間内の調査頻度を高くする必要がある。(宮城県)
- ・動物、植物、生態系については、自然動態による年変動が生じる場合も考えられるため、これらを踏まえた適切な調査頻度を設定する。(宮城県)
- ・事後監視環境要素*の調査は、現況調査の調査頻度と同程度とする。なお、期間中、影響が最大となる期間を含むものとする。(兵庫県)

*兵庫県では、他の地方公共団体で用いている「事後調査」という同義で、「事後監視調査」という用語を用いている。

○目安となる具体的な事後調査の実施期間が定められている場合

- ・自然環境のように安定的な状態に達するのにある程度の時間を要する場合、あるいは事業特性により供用後徐々に環境影響が増していくことが想定される場合については、必要に応じ、ある程度長期間の定期的な事後調査を実施する。
動植物・生態系の場合(技術指針マニュアル)：工事完了後 5～10 年間程度を目安に、定期的な調査(1、3、5 年目等)を実施する。(長野県)
- ・原則として工事の実施期間および土地または工作物の供用開始後 1 年から 3 年までの適切な期間を選定すること。(福井県)
- ・原則として、施設等の存在、施設の供用及び工事の実施の各段階で、環境に及ぼす影響が最も大きくなると考えられる適切な時期に実施する。ただし、施設等の存在及び施設の供用に係る事後調査において、長期的に影響を把握する必要があると考えられる項目については、対象事業等に係る工事の完了から 5 年までの間の適切な期間を設定する。(大阪府、大阪市、堺市)
- ・工事、存在、供用の各影響を確認できる期間(工事の着手から施設等の供用後概ね 3 年程度までの期間)について、原則として次に掲げる頻度で行う。(兵庫県)

- ・動物の生息基盤である植生の復元(回復)や動物への影響が発現するのには長期間を要する場合があるので、これらを勘案し、調査時期・期間等を設定する必要がある。動物への影響を把握するためには、世代の継承が確実に行われていること(例えば3世代程度)を確認するための調査をすることが望ましい。(愛媛県:動物の場合)
- ・事後調査の実施時点は、工事中にあっては環境に及ぼす影響が最も大きくなる時点、供用開始後においては原則として供用開始後から1年、調査項目によっては5年までの間の適切な時点とする。ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査(=事後調査)を行う。調査期間、時期、頻度等は、環境影響評価における調査手法に準ずるものとする。(川崎市)
- ・原則として供用開始後の事業が定常状態に達したと考えられる時点から1年を経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。ただし、評価項目によっては、事業による環境影響が生じるまでに一定の期間が見込まれるものや環境の保全のための措置の効果の検証に一定の期間が必要となるものがあることから、それらの項目については、供用開始後5年を経過するまでの間において、事業者が設定する期間とする。(相模原市)



注1)長野県は、「予測時期、影響最大時期」と「目安となる期間についての記載あり」の両方でカウントしている。

注2)調査頻度や調査期間の考え方についての記載は、本図の集計から除いている。

図2 47都道府県・20政令市における事後調査の「実施時期等」に関する記載区分

⑤ 事後調査報告書の公表の時期等

事後調査の結果を取りまとめた報告書を公表する時期等に関するそれぞれの地方公共団体の条例や技術指針等における記載を、以下のようにまとめた。

【条例等における記載内容】

○工事中と供用後に実施した事後調査結果をそれぞれ分けて報告する場合

- ・工事の実施中の事後調査報告書は工事が完了した後、供用開始後の事後調査報告書は当該調査が終了した後、速やかに作成し、提出しなければならない。(千葉県)
- ・事後調査結果については、事後調査の計画に基づき、工事中と工事完了後の時期に区分けができるだけ速やかに提出するものとする。ただし、環境影響が著しいものとなることが明らかになった場合又は環境影響評価の結果との間に不整合が生じた場合で、追加的な事後調査を実施した場合にあっては、調査終了後速やかに報告書を提出するものとする。(栃木県)
- ・対象事業の実施中(=工事中)において、対象事業実施中間報告書(以下「中間報告書」*という。)を作成しなければならない。中間報告書を作成する時期及び回数について、知事と協議するものとする。
対象事業の完了後(=供用開始後)において、対象事業完了報告書*を作成しなければならない。
(山梨県)
* 山梨県では、工事中の事後調査結果等をまとめた報告書を中間報告書、供用開始後の事後調査結果等をまとめた報告書を完了報告書と呼んでいる。
- ・事後調査報告書についての公告、縦覧及び公表の時期及び方法は、いずれも原則として評価書に記載した時期及び方法とする。この場合において、これらの時期は、次のア及びイに掲げる時期とともに、必要に応じてウ及びエに掲げる時期を追加するよう努めることとする。
 - ア 対象事業に係る工事が完了した時点
 - イ 対象事業に係る事後調査が全て完了した時点
 - ウ 対象事業に係る工事の実施中
 - エ 対象事業に係る工事完了後から事後調査が全て完了するまでの間
(鳥取県)
- ・工事中における事後調査については、事業者は調査実施後、すみやかに結果を報告すること。また、施設の利用・存在に係る事後調査については、1年分の調査結果をまとめて報告することを基本とする。
(大阪市)
- ・事後調査を実施するときは、(中略)事後調査計画書を対象事業に係る工事の実施中の事後調査計画書及び対象事業に係る工事の完了後の事後調査計画書に分けて作成するものとする。
事後調査を行ったときは、(中略)事後調査報告書を作成しなければならない。(広島市)

○工事完了後に事後調査結果の報告を行う場合

- ・事業者は、対象事業に係る工事が完了した後、事後調査報告書を作成するものとする。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。(茨城県)
- ・対象事業に係る工事が完了した後、事後調査報告書を作成するものとする。(中略)必要に応じ、対象事業に係る工事中または対象事業に係る土地または工作物の供用後に、事後調査または環境保全措置の結果等を公表するものとする。(滋賀県、佐賀県)

- ・ 対象事業が完了したときは、環境保全措置の実施状況、事後調査の実施状況について、知事及び関係市町村長に報告し、その内容について、公表しなければならない。(奈良県)

○毎年事後調査結果を報告する場合

- ・ 事後調査報告書(以下「報告書」という。)を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、毎年1回、報告書を送付しなければならない。
知事は、報告書の送付を受けたときは、報告書を一般の閲覧に供するものとする。(新潟県)
- ・ 事後調査報告書をもとに、原則として最低でも1年に1回は報告を行うこと。なお、緊急時や重大な調査結果(新たに希少種等が発見された場合等)が明らかになった場合等には、随時報告すること。
(長野県)
- ・ 事後調査報告書(事後措置等報告書*)は、毎年6月30日まで(三重県は毎年5月31日まで)に前年の4月1日からその年の3月31までの状況をとりまとめて知事に提出するものとする。
(富山県、岐阜県、三重県、広島県)
* 富山県では、他の地方公共団体で用いている「事後調査報告書」と同義で、「事後措置等報告書」という用語を用いている。
- ・ 1年ごとに報告書を提出する。(兵庫県)
※上記は規則や技術指針等では規定していないが、個別に対象事業者へ示している要領において、事後監視調査報告を1年ごとにまとめて提出することを明文化している。
- ・ 工事に着手したときから当該工事の完了後5年を経過するまでの期間(環境の保全の見地から知事が必要と認めて指示する場合は、当該指示する期間)、環境管理*を行った結果について報告書を作成し、これを知事及び関係市町村長に対し、送付しなければならない。
環境管理報告書*は、毎年五月末日までに送付するものとする。(岡山県)
* 岡山県では、他の地方公共団体で用いている「事後調査」又は「事後調査報告書」という同義で、「環境管理」又は「環境管理報告書」という用語を用いている。

○その他

- ・ 事後調査等報告書は、事後調査の計画に基づきモニタリング(=事後調査)を実施した後に作成し、速やかに、知事及び関係市町村長に送付すること。(北海道)
- ・ 工事の施行中に係る事後調査報告書は、調査項目ごと及び調査時点ごとに作成し、調査の終了後おおむね30日以内に提出するものとする。ただし、複数の調査項目について、調査時点が一致する場合は、それらの調査結果を合わせて報告書を作成して提出することができる。
工事の完了後に係る事後調査報告書は、調査時点が近いすべての調査項目について、その結果を合わせて作成し、調査の終了後遅滞なく提出するものとする。ただし、調査期間が長期にわたる調査項目等については、他の調査項目とは別に報告書を作成して提出することができる。(東京都)
- ・ 事後調査報告書は、調査の実施頻度が1回又は四季調査等の場合は、それぞれの事後調査の結果がまとまり次第提出することとし、通年調査の場合は、原則として毎月提出するものとする。(大阪府)
- ・ 対象事業に係る工事を規則で定める期間(5年)を超えて行おうとするときは、技術指針で定めるところにより、一定期間ごとに、工事中の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
供用開始後、定常状態に至るまでに相当期間を要するときは、対象事業に応じた適切な時期に、供用開始後の事後調査の結果等に係る事後調査結果中間報告書を作成し、市長に提出しなければならない。(名古屋市)
- ・ 事後調査報告書は、事後調査の状況により、以下の種別の報告書を作成するものとする。

- (1)事後調査報告書(中間報告)：事後調査が複数年に渡る場合に、年度ごとに実施した事後調査の結果を整理し、事後調査報告書(中間報告)を作成する。施行規則第34条に規定される事項を記載するものとし、同条第10号に規定されるその他市長が認める事項については、下記の事項を基本とする。
①事後調査の結果により新たに実施することとした環境保全措置がある場合はその内容及び実施の理由
②事後調査の総合的な評価
- (2)事後調査報告書(工事終了後報告)：工事が終了した場合は、工事の実施時に行ったすべての事後調査の結果を整理し、(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書(工事終了後報告)を作成する。
- (3)事後調査報告書(最終報告)：工事の実施時、存在及び供用時に行った事後調査がすべて終了した場合は、実施したすべての事後調査の結果を整理し、(1)に規定する事項を基本に最後の事後調査報告書(最終報告)を作成する。
- (4)事後調査報告書(緊急報告)：実施した調査結果により、環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断される場合、又は環境影響評価で実施することとした環境保全措置を変更するか、若しくは新たな環境保全措置を講じることとした場合は、該当する事後調査項目について(1)に規定する事項を基本に事後調査報告書(緊急報告)を作成する。

(福岡市)

条例における事後調査報告書に係る制度の調査対象

・調査対象は、表1(1)～(3)に示す47都道府県及び20政令市とした。

**表1(1) 都道府県及び政令市の環境影響評価条例及び技術指針等の制定状況
(平成28年11月末時点)**

都道府県	環境影響評価条例	環境影響評価技術指針	環境影響評価技術指針マニュアル
1 北海道	北海道環境影響評価条例(H28.3)	「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針」(環境影響評価技術指針)(H28.4)	—
2 青森県	青森県環境影響評価条例(H27.10)	青森県環境影響評価技術指針(H28.4)	青森県環境影響評価技術指針マニュアル(H28.4)
3 岩手県	岩手県環境影響評価条例(H26.3)	岩手県環境影響評価技術指針(H19.3)	—
4 宮城県	宮城県環境影響評価条例(H24.12)	宮城県環境影響評価技術指針(H28.3)	・宮城県環境影響評価マニュアル(環境保全措置・事後調査分野)(H25.3) ほか
5 秋田県	秋田県環境影響評価条例(H27.3)	秋田県環境影響評価技術指針(H25.3)	秋田県環境影響評価技術指針マニュアル(改訂版)(H25.4)
6 山形県	山形県環境影響評価条例(H27.3)	山形県環境影響評価技術指針(H19.5)	—
7 福島県	福島県環境影響評価条例(H24.12)	福島県環境影響評価技術指針(H27.6)	—
8 東京都	東京都環境影響評価条例(H25.3)	・東京都環境影響評価技術指針(付解説)(H25.12) ・東京都環境影響評価事後調査基準(H14.12)	東京都環境影響評価技術指針(付解説)(H25.12)
9 神奈川県	神奈川県環境影響評価条例(H26.3)	神奈川県環境影響評価技術指針(H23.3)	神奈川県環境影響評価技術指針解説(H23.3)
10 千葉県	千葉県環境影響評価条例(H25.3)	千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則(技術指針)(H26.6)	・千葉県環境影響評価技術細目(H26.6) ・千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料(H26.6)
11 埼玉県	埼玉県環境影響評価条例(H27.10)	埼玉県環境影響評価技術指針(H27.10)	・埼玉県環境影響評価技術指針手引(放射性物質)(H27.11) ・埼玉県環境影響評価技術指針手引(2010)(H22.5) ・埼玉県環境影響評価技術マニュアル(第1版)(温室効果ガス編)(H21.4)
12 茨城県	茨城県環境影響評価条例(H24.10)	茨城県環境影響評価技術指針(H26.3)	—
13 栃木県	栃木県環境影響評価条例(H25.10)	栃木県環境影響評価技術指針(H11.6)	—
14 群馬県	群馬県環境影響評価条例(H25.3)	群馬県環境影響評価技術指針(H25.4)	—
15 山梨県	山梨県環境影響評価条例(H26.3)	山梨県環境影響評価等技術指針(H27.5)	—
16 新潟県	新潟県環境影響評価条例(H27.3)	新潟県環境影響評価技術指針(H12.4)	—
17 長野県	長野県環境影響評価条例(H27.10)	長野県環境影響評価技術指針(H28.1)	長野県環境影響評価技術指針マニュアル(H28.1)
18 富山県	富山県環境影響評価条例(H20.9)	富山県環境影響評価技術指針(H11.12)	—
19 石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例(H24.3)	環境影響評価技術指針(H16.11)	—

表 1(2) 都道府県及び政令市の環境影響評価条例及び技術指針等の制定状況
(平成 28 年 11 月末時点)

都道府県		環境影響評価条例	環境影響評価技術指針	環境影響評価 技術指針マニュアル
20	福井県	福井県環境影響評価条例(H24.12)	福井県環境影響評価技術指針(H25.3)	—
21	愛知県	愛知県環境影響評価条例(H24.7)	環境影響評価指針(H25.3)	—
22	岐阜県	岐阜県環境影響評価条例(H24.12)	岐阜県環境影響評価技術指針(H13.5)	—
23	静岡県	静岡県環境影響評価条例(H27.12)	静岡県環境影響評価技術指針(H28.2)	—
24	三重県	三重県環境影響評価条例(H28.3)	三重県環境影響評価技術指針(H28.4)	—
25	大阪府	大阪府環境影響評価条例(H25.3)	環境影響評価及び事後調査に関する技術指針(H27.8)	—
26	兵庫県	環境影響評価に関する条例(H27.6)	環境影響評価指針(H25.9)	—
27	京都府	京都府環境影響評価条例(H25.12)	環境影響評価等についての技術的事項に関する指針(H26.7)	—
28	滋賀県	滋賀県環境影響評価条例(H25.3)	滋賀県環境影響評価技術指針(H28.3)	—
29	奈良県	奈良県環境影響評価条例(H25.10)	奈良県環境影響評価技術指針(H26.11)	奈良県環境影響評価 技術指針マニュアル (H11.12)
30	和歌山県	和歌山県環境影響評価条例(H24.12)	和歌山県環境影響評価技術指針 (H25.3)	—
31	鳥取県	鳥取県環境影響評価条例(H27.3)	鳥取県環境影響評価技術指針(H25.3)	鳥取県環境影響評価 技術指針及び解説 (H25.4)
32	島根県	島根県環境影響評価条例(H24.10)	島根県環境影響評価技術指針(H25.9)	—
33	岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例 (H20.9)	岡山県環境影響評価技術指針(H11.6)	—
34	広島県	広島県環境影響評価に関する条例 (H24.12)	広島県環境影響評価技術指針(H18.11)	—
35	山口県	山口県環境影響評価条例(H25.3)	山口県環境影響評価技術指針(H25.3)	山口県環境影響評価 技術指針解説書 (H26.3)
36	徳島県	徳島県環境影響評価条例(H27.3)	徳島県環境影響評価技術指針(H27.7)	—
37	香川県	香川県環境影響評価条例(H25.3)	香川県環境影響評価技術指針(H25.7)	—
38	愛媛県	愛媛県環境影響評価条例(H24.10)	愛媛県環境影響評価技術指針(H27.4)	愛媛県環境影響評価 技術マニュアル (H11 年度)
39	高知県	高知県環境影響評価条例(H25.12)	高知県環境影響評価技術指針の定め (H17.8)	—
40	福岡県	福岡県環境影響評価条例(H25.3)	福岡県環境影響評価技術指針(H25.10)	—
41	佐賀県	佐賀県環境影響評価条例(H28.3)	佐賀県環境影響評価技術指針(H26.3)	—
42	長崎県	長崎県環境影響評価条例(H27.10)	長崎県環境影響評価技術指針(H27.10)	—
43	熊本県	熊本県環境影響評価条例(H26.12)	熊本県環境影響評価技術指針(H27.5)	—
44	大分県	大分県環境影響評価条例(H25.3)	大分県環境影響評価条例第四条第一項 の技術的事項に係る指針(H25.9)	—
45	宮崎県	宮崎県環境影響評価条例(H26.7)	宮崎県環境影響評価技術指針(H28.3)	—
46	鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例(H25.3)	鹿児島県環境影響評価技術指針 (H25.9)	—
47	沖縄県	沖縄県環境影響評価条例(H25.3)	沖縄県環境影響評価技術指針(H25.12)	—

表1(3) 都道府県及び政令市の環境影響評価条例及び技術指針等の制定状況
(平成28年11月末時点)

政令市		環境影響評価条例	環境影響評価技術指針	環境影響評価 技術指針マニュアル
48	札幌市	札幌市環境影響評価条例(H25.6)	札幌市環境影響評価技術指針(H27.3)	—
49	仙台市	仙台市環境影響評価条例(H24.12)	仙台市環境影響評価技術指針(H25.5)	仙台市環境影響評価 技術指針マニュアル (H11.11)
50	さいたま市	さいたま市環境影響評価条例 (H27.10)	さいたま市環境影響評価技術指針 (H17.3)	さいたま市環境影響評 価技術指針手引 (H17.3)
51	千葉市	千葉市環境影響評価条例(H26.3)	千葉市環境影響評価技術指針(H26.5)	—
52	横浜市	横浜市環境影響評価条例(H24.12)	横浜市環境影響評価技術指針(H28.3)	—
53	川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例 (H24.12)	川崎市環境影響評価等技術指針(解説付)(H25.4)	川崎市環境影響評価 等技術指針(解説付) (H25.4)
54	相模原市	相模原市環境影響評価条例(H26.12)	相模原市環境影響評価技術指針(解説付)(H27.7)	相模原市環境影響評 価技術指針(解説付) (H27.7)
55	新潟市	新潟市環境影響評価条例(H25.3)	新潟市環境影響評価技術指針(H25.9)	—
56	静岡市	静岡市環境影響評価条例(H27.3)	静岡市環境影響評価技術指針(H27.10)	—
57	浜松市	浜松市環境影響評価条例(H28.3)	浜松市環境影響評価技術指針(H28.8)	浜松市環境影響評価 技術指針マニュアル (H28.9)
58	名古屋市	名古屋市環境影響評価条例(H24.10)	名古屋市環境影響評価技術指針 (H25.1)	名古屋市環境影響評 価技術指針解説書 (H25.3)
59	京都市	京都市環境影響評価等に関する条例 (H25.1)	技術指針(H25.3)	—
60	吹田市	吹田市環境まちづくり影響評価条例 (H24.4)	吹田市環境影響評価技術指針(H24.3)	—
61	大阪市	大阪市環境影響評価条例(H24.2)	大阪市環境影響評価技術指針(H24.6)	—
62	堺市	堺市環境影響評価条例(H24.9)	環境影響評価技術指針(H26.2)	—
63	神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例 (H25.4)	神戸市環境影響評価等技術指針 (H25.4)	—
64	尼崎市	尼崎市環境影響評価等に関する条例 (H25.3)	環境影響評価技術指針(H25.10)	—
65	広島市	広島市環境影響評価条例(H27.3)	技術指針(H28.4)	—
66	北九州市	北九州市環境影響評価条例(H25.6)	北九州市環境影響評価技術指針 (H25.9)	北九州市環境影響評 価技術マニュアル (H28.7)
67	福岡市	福岡市環境影響評価条例(H25.7)	福岡市環境影響評価技術指針(H25.10)	—

注1)環境影響評価条例、環境影響評価技術指針及び環境影響評価技術指針マニュアルの欄の()内は、条例等の最終改正年月を示した。

注2)環境影響評価技術指針マニュアルは、各都道府県・政令市のホームページにおいて内容を把握できたもののみを示した。

出典:各都道府県・政令市のホームページ(平成28年11月閲覧)

【参考資料 6】環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方について

- ・環境省では、事業者による適切な情報提供を確保するとともに、国民の情報アクセスの利便性を向上させることにより、情報交流の拡充を図ることで改正法の円滑な施行に資することを目的とし、インターネットを利用して環境影響評価図書を公表する際の実施手順及び留意事項を整理している。

○インターネット上の公表に関する留意事項

- ・著作権の取扱

3. 4. 1 著作権の取扱

(1) 環境影響評価図書と著作権

改正法に基づく手続において、環境影響評価図書は、1か月の縦覧が義務付けられています。環境影響評価図書の記載内容は、図書の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、これらはほとんどの場合、著作権法（昭和45年法律第48号）上の著作物に該当します。このため、環境影響評価図書の公表に際しては、他者の著作権法上の権利を侵害することのないよう留意する必要があります。

また、環境影響評価図書に関する著作権法上の権利は図書の作成者に帰属するため、作成者以外の者がこれらの図書やその記載内容を取り扱う際にも、著作権法に基づく対応が必要となります。

*「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成24年3月、環境省)より抜粋し、編集した。

- ・公表に際して留意すべき情報への対応(希少生物の生息地等に関する情報 等)

3. 4. 2 公表に際して留意すべき情報への対応

(1) 希少生物の生息地等に関する情報

希少生物の生息・生育地等に関する情報については、環境影響評価法第4条第9項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第11条第3項及び第12条第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項（平成9年環境庁告示第87号）において、「必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮が行われるものとすること」とされています。これは環境影響評価図書に掲載された位置情報等をもとに、例えば希少植物の盗掘、希少動物の密猟の危険性が高まるおそれ（※11）があるためです。特に、インターネット上で公表される場合は、紙媒体での公表と比較して、より多くの人の目に触れやすくなるため、このようなリスクがさらに高まる可能性があります。

そのため、環境影響評価図書の作成に当たっては、希少生物の種名、確認位置等の情報の取扱を検討する必要があります。たとえば、希少生物の確認位置等が改変地域内にあるか否か、人の立入りができる区域なのか否かを踏まえ、生物の特性に応じて、事業ごとに配慮の対象、方法を検討することが必要です。特に、国や都道府県のレッドデータブック等において、絶滅危険性の主な要因が「違法捕獲」や「園芸採取」とされている場合は、確認位置のみならず、種名自体の公開の是非について十分検討する必要があります。

なお、希少生物に関する生息情報等の公開内容を検討するに当たっては、都道府県で作成しているレッドデータブック等の既存資料での公表状況を確認するとともに、レッドデータブック作成に関与した有識者や環境情報等を有する地方公共団体の助言・指導を得ることも有効と考えられます。

*「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」より抜粋した。

・データ改ざんの防止への対応

3. 4. 3 データ改ざんの防止への対応

(1) ファイルの改ざん等

環境影響評価図書をインターネット上で公表するに当たっては、公表期間中の不正アクセスにより環境影響評価図書が改ざん・滅失・棄損するなどの脅威に対し、リスク管理を行い、必要に応じて適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。また、ファイルの更新日時を適切に管理し、公表用のデータのバックアップを保管しておくなどにより、不正な改ざん等が行われた場合には検知・復旧できるように配慮することが重要です。

改ざん防止のための具体的な対策は、想定するリスクの大きさにより異なりますが、例えば、ダウンロード後に改変されないよう変更不可能な参照用文書ファイル形式などにファイルを変換して掲載するなどの方法が考えられます。

一方、環境影響評価図書のインターネット上の公表にあたっては、利便性を向上させるため、各図書へのアクセスしやすさの確保が不可欠です。そのため、特異なファイル形式や閲覧に特定のソフトウェアのインストールが必要なファイル形式等を用いることは、できるだけ避ける必要があります。リスクを勘案しつつ、できる限り広くサポートされているような形式での公表を行うよう留意する必要があります。

*「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」より抜粋した。

・利用者の利便性向上への対応(縦覧期間後の環境影響評価図書の取扱 等) ほか

3. 4. 4 利用者の利便性向上への対応

(1) 縦覧期間後の環境影響評価図書の取扱

事業者は、改正法に基づく縦覧期間中、環境影響評価図書を公表することが義務付けられています。縦覧期間終了後は、環境影響評価図書の内容の継続性（準備書にはその前段階の方法書の内容が、評価書にはその前段階の準備書が含まれていること）を勘案すると、少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開することが望ましいと考えられます。また、対象事業の工事が着手された場合でも、当該事業等の環境影響評価図書を含む資料がその後の事業の参考となる可能性があるため、特段の理由がない限り、引き続きインターネット上で公表することが望されます。

このような対応は、紙媒体の図書を公表する際にも留意する必要があります。

*「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」より抜粋した。

出典)環境省のホームページ「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」

(平成 24 年 3 月、環境省)

http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02-2.pdf

参考文献

- ・「今後の環境影響評価制度の在り方について」(平成 22 年 2 月、中央環境審議会の答申)
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15128&hou_id=12162
- ・「今後の環境影響評価制度の在り方について」(平成 9 年、中央環境審議会答申)
http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/h09_arikata_toushin.html
- ・「環境配慮で三方一両得－自主的な環境配慮の取組事例集－」(平成 27 年 6 月、環境省)
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27464.pdf>
- ・EXPO 2005 AICHI JAPAN のホームページ ー愛・地球博閉幕後データ集ー
http://www.expo2005.or.jp/jp/jpn/press/press061128_06.html
- ・東海旅客鉄道株式会社のホームページ ー工事の安全・環境の保全・地域との連携ー
<http://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/index.html>
- ・サンデンフォレストのホームページ
<http://www.sandenforest.com/>
- ・SEGES のホームページ(認定サイト紹介)
http://www.seges.jp/site08_005/main.html
- ・愛知県のホームページ ートヨタ自動車新研究開発施設に係る環境監視委員会ー
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-kaihatsu/0000050214.html>
- ・三重県のホームページ ー「青山高原ウインドファーム風力発電増設事業に係る環境影響評価事後調査報告書(平成 28 年 5 月、株式会社青山高原ウインドファーム)ー
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000638985.pdf>
- ・愛知県のホームページ ー豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の概要ー
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-kaihatsu/0000027472.html>
- ・「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」(平成 24 年 3 月、環境省総合環境政策局)
<http://www.env.go.jp/policy/assess/5-4basic/report.pdf>
- ・北海道電力株式会社のホームページ
http://www.hepco.co.jp/energy/fire_power/ishikari_ps/env_monitoring_results.html
- ・関西エアポート株式会社のホームページ ー関西国際空港環境監視結果報告書(騒音・大気・水質)ー
<http://www.kansai-airports.co.jp/efforts/environment/kix/monitoring/reports.html>
- ・大阪府のホームページ ー関西国際空港環境監視機構ー
http://www.pref.osaka.lg.jp/kutai/kix_kanshi/kix_kanshi_kuko.html
- ・「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月、環境省)
https://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/pdf/sonota_02-2.pdf
- ・各地方公共団体の環境影響評価に関するホームページ
<http://www.env.go.jp/policy/assess/8-1selfgov/8-1link/index.html>

環境省 総合環境政策局 環境影響評価課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 25階

電話：03-3581-3351（代表）